

DISCLOSURE

Choshi
Shoko

| 2026



地域のお客様の 身近で頼れる 金融機関を目指します。

PROFILE 《当組合の概要》

名 称	銚子商工信用組合	預 金	278,528百万円
理 事 長	加瀬 隆	貸 出 金	121,060百万円
所 在 地	銚子市東芝町1番地の19	自己資本比率	7.01%
設 立	昭和28年11月	店 舗 数	18店舗
出 資 金	873百万円	役 職 員 数	203名
組 合 員 数	38,253名		

(令和8年3月末現在)

CONTENTS 《目 次》

ごあいさつ	1	店舗・地区一覧	12
事業方針	2	当組合のあゆみ	13
経営環境・事業概況	4	主な手数料一覧	14
法令等遵守体制・リスク管理体制等	6	主要な事業の内容	15
総代会	8	地域を応援する取り組み	16
報酬体系について	10	資料編	26
組織	11		

オリジナルキャラクター紹介

当組合オリジナルキャラクター「ふくまる」をご紹介します。

プロフィール

性 別	フクロウの男の子
誕 生 日	11月2日(当組合創立日)
好きな食べ物	メロンパン
チャームポイント	当組合ロゴマークの形をしたつぶらな目と、青い髪飾りをつけた頭
性 格	明るく、活発で人懐っこい性格
特 徴	街の人の笑顔が大好き。街の人を笑顔にするため、日々お手伝いに精を出している。お手伝い事を探して街をパトロールすることが日課。
名前の由来	ふくまるの「ふく」は、フクロウの「ふく」・幸福の「ふく」・夢がふくらむの「ふく」を、ふくまるの「まる」は、丸くて愛らしい姿、人の和、絆をイメージ。



ごあいさつ



皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当組合第73期(令和7年度)事業概況のご報告にあたりまして、平素のご支援ご愛顧に対し心より厚く御礼申し上げます。

令和7年度の日本経済は、米国の通商政策の影響等による海外の経済・物価動向を巡る不確実性や物価上昇の影響を受けつつも、輸出や設備投資の回復基調が見られる一方、個人消費の回復力は依然弱く、賃金の伸びを上回る生活費の上昇が消費の足枷となっております。他方で、中小企業・小規模事業者は、原材料の上昇、人手不足や後継者難への対応、最低賃金の引上げや賃上げ改定への対応など、多岐にわたる経営課題に直面しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境下、当組合の収益面におきましては、本業の利益を示すコア業務純益は運用収益の増加や経費削減等により、前期比2億99百万円増益の7億20百万円となりましたが、公社債投資信託を主体とした有価証券の損失処理と将来発生する信用リスクの処理費用として貸倒引当金の積み増しを行った結果、当期純損失40億22百万円の計上となりました。なお、自己資本額は損失計上に伴い88億10百万円となり、自己資本比率は7.01%となりました。

令和8年度は、当組合にとって第5次新中期経営計画の3年目にあたり、安定経営に向けたターニングポイントとして強い決意のもと、様々な経営改革に取り組むとともに、職員一人ひとりの意識改革と行動改革による成長と活躍を促すことにより、強固な経営基盤と収益力の獲得による持続可能なビジネスモデルの構築を目指して参ります。

令和8年7月

理事長 加瀬 隆

事業方針

経営理念

地域社会の幸せづくりに奉仕する

「銚子商工」は、地域金融機関として地域社会の最大多数の最大幸福の実現のために奉仕し、地元及びお客様より信頼される信用組合の確立に努めます。

ビジョン

いつも身近に ふれ愛バンク
「銚子商工」は健全経営に努め、信頼される金融機関として地域のため、地域の皆様と共に歩んでまいります。

経営方針

コンプライアンス経営の推進
「銚子商工」はその社会的責任と公共的使命を正しく認識し、各種法令、社会的規範をはじめ、就業規則や服務規律または内部事務規定を遵守し金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会の信用・信頼を得よう努めます。

職員信条

**私たちは礼儀を重んじ、
約束を守り、
誠意と情熱をもって
行動します**

中長期ビジョン 5年～10年後のあるべき姿
2016年4月 ▶▶▶ 2027年3月

～地域とともに さらなる成長への挑戦～

地域の可能性と当組合の強みを活かした活動により、お客様や地域の発展を実現する
お客様に喜ばれ、選ばれる金融機関

第5次新中期経営計画
2024年4月 ▶▶▶ 2027年3月

テーマ 変革への挑戦 ～地域とともに未来へ繋ぐ～

経営理念を基軸として、日々の業務において常に変革に挑戦する意思を持ち、お客様に寄り添った活動を実践することで絆を深め、お客様の事業発展と資産形成、地域社会の発展と当組合の収益性・健全性を確保するという共通価値を創造し、地域との共存共栄を目指す。

基本方針

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| I 課題解決支援によるお客様・地域とのつながり強化 | II 職員の育成・活躍できる職場づくりによる人財基盤の構築 | III 業務改革・収益確保による経営基盤の強化 |
|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|

マネー・ローダリング、テロ資金供与および拡散金融対策への取り組み

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、マネロン等）対策の重要性が近年益々高まっております。当組合は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネロン等の手口に対応し、有効に防止することが出来るよう対策を進めております。

当組合は、マネロン等対策を経営上の重要課題と位置づけ、以下の対応方針のもと、全役職員が一丸となり対応に取り組んでおります。

マネロン等リスク対策への対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与等を防止するため、経営陣の主導的な関与の下、次の各項目の取り組みを行います。

- （1）当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じます。
- （2）当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築します。
- （3）当組合は、マネロン等対策を組合全体で実施するとともに、実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備します。
- （4）前項目の方針・手続・計画等は、マネロン対策基本方針のほか、関連規定に定めます。
- （5）（3）の方針・手続・計画等は、不断に検証し、マネロン等リスクの変化やマネロン等対策への新たな課題が認められた場合には見直しを行います。

お客様にご協力いただきたいこと

金融庁が公表した、「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当組合では、お客様とのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認などをさせていただく場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

SDGsへの取り組み

当組合は、SDGs（持続可能な開発目標）に向けた取り組みとして、「銚子商工信用組合SDGs宣言」を制定し、地域の持続的発展に貢献できるよう、全役職員が一体となり取り組んでおります。



銚子商工信用組合 SDGs宣言

銚子商工信用組合は、「地域社会の幸せづくりに奉仕する」を経営理念に掲げ、地域の方々に寄り添った金融サービスの提供等を通じ、地域社会の一員として地域の発展に取り組んでまいりました。これらの取り組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）と理念を同じくするものであると考え、SDGs宣言をいたします。

当組合は、今後も地域社会の発展ならびに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

地域経済活性化への取り組み

- 事業性評価に基づく地元企業への資金供給
- 成長分野への資金供給・経営支援
- 外部機関・外部専門家と連携した経営支援 など

地域社会への貢献

- しんくみピーターパンカード寄付金、各種団体への寄付金贈呈および募金寄付活動の実施
- 給付型奨学金制度「しんくみ はばたき奨学金」の給付
- 認知症サポーターの養成 など

環境保全への取り組み

- 環境配慮型融資への取り組み
- カーボンオフセット通帳の導入
- 再生紙の利用および業務におけるペーパーレス化の推進 など

人材育成への取り組み

- 時間外勤務削減や有給休暇取得向上に向けた働き方改革の推進
- 産休・育休の充実 など

経営環境・事業概況

令和7年度の世界経済は、米国の関税政策に翻弄された各国による自国産業保護等が見られ、各国中央銀行は、コロナ後のピークほどではないものの、高止まりしたインフレ率や不透明な世界経済を背景に、利下げへの慎重な姿勢を維持しました。くわえて地政学的な緊張は高まりを見せ、特に米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機とした原油の供給制約やそれに伴う物価高騰等により、世界経済の減速が懸念されました。

我が国経済は、新たに発足した高市政権が掲げる「責任ある積極財政」のもと、想定以上の物価上昇も見られましたが、米国の関税政策の影響を抑制し、非製造業を中心に業績は改善、設備投資も拡大しました。日銀の政策金利引上げに伴う急激な金利上昇、その一方で円安の進行、株価の上昇といった予測の難しい金融市場の中で、日本経済は、インフレ経済の好循環によりデフレを脱却、正常化しつつあります。その一方で、当組合の主要取引先である中小・小規模事業者は、物価・エネルギー価格の高騰、人手不足による人件費の上昇、金利上昇による生産・投資コストの増加等により利益は圧迫され、さらに地域における人口減少・少子高齢化、後継者不足による事業所の減少等の構造的要因に伴う地域経済の縮小により、依然として厳しい経営状況に置かれております。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、金利上昇を背景とした貸出金利回り上昇による収益増が期待される反面、預金金利回り上昇によるコスト増加、中小・小規模事業者の経営悪化に伴う信用コストの増加が懸念され、一層厳しさを増しております。

このような環境下、「第5次新中期経営計画（令和6年度～令和8年度）」の二年目に当たる令和7年度は、「課題解決支援によるお客様・地域とのつながり強化」「職員育成・活躍できる職場づくりによる人財基盤の構築」「業務改革・収益確保による経営基盤の強化」の三つを基本方針として掲げ、事業者支援への取り組み強化、エリア特性に基づく推進活動の強化、お客様のライフステージに応じた金融サービスの提供・資産形成の支援、お客様との接点拡充への取り組み、お客様へのサービス提供拠点としての営業店推進活動の展開等を重点戦略として業務推進に取り組んでまいりました。

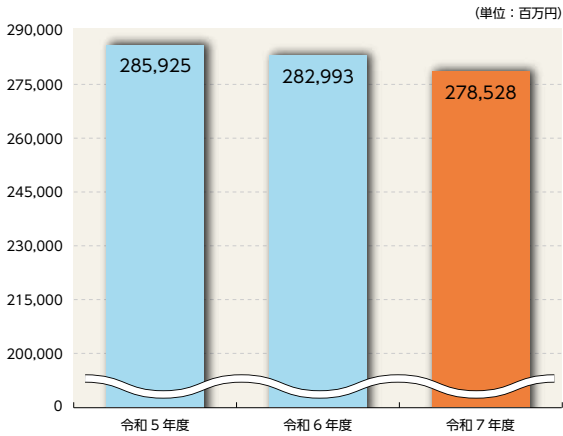
しかしながら、預金積金は相続、預かり資産へのシフト替え等の支払い要因により、前期末比44億64百万円減少の2,785億28百万円となり、貸出金につきましては、貸出金利上昇下での資金需要減少や返済の増加により102億53百万円減少の1,210億60百万円となりました。組合員数は38,253名、出資金総額は8億73百万円となりました。収益面におきましては、公社債投資信託を主体とした損失処理と、信用リスクの増加による貸倒引当金の積み増し及び貸出金償却等により、当期純損失40億22百万円の計上となりました。一方、コア業務純益は資金運用収益の増加や経費削減等により前期比2億99百万円増益の7億20百万円となりました。なお、自己資本額は損失計上に伴い36億22百万円減少の88億10百万円となり、自己資本比率は7.01%となりました。

中期経営計画の最終年にあたる令和8年度は、強靱な経営体質の確立を目指し、強い決意のもと業務推進に取り組んでまいります。また、職員一人ひとりの意識改革と行動変革により成長と活躍を促し、強固な経営基盤の構築と収益力の獲得を目指してまいります。

主要な経営指標の推移					
(単位：千円)					
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,469,949	3,408,953	3,462,868	3,822,170	4,331,702
経 常 利 益	372,595	143,701	257,882	204,558	△3,995,794
当 期 純 利 益	200,478	132,578	252,677	68,509	△4,022,551
預 金 積 金 残 高	281,164,618	282,919,773	285,925,416	282,993,321	278,528,511
貸 出 金 残 高	120,853,574	123,104,879	128,365,149	131,314,058	121,060,814
有 価 証 券 残 高	100,737,567	97,957,730	99,048,040	98,143,340	98,848,529
総 資 産 額	332,283,253	307,519,590	301,667,995	300,401,416	286,309,084
純 資 産 額	11,614,422	9,555,425	9,562,936	7,571,947	5,059,521
自己資本比率(単体)	9.52%	9.63%	9.60%	9.45%	7.01%
出 資 総 額	868,841	872,123	874,656	875,173	873,580
出 資 総 口 数	868,841口	872,123口	874,656口	875,173口	873,580口
出資に対する配当金	25,984	26,091	26,198	26,242	26,207
組 合 員 数	38,979人	38,825人	38,663人	38,474人	38,253人
職 員 数	251人	234人	224人	212人	196人

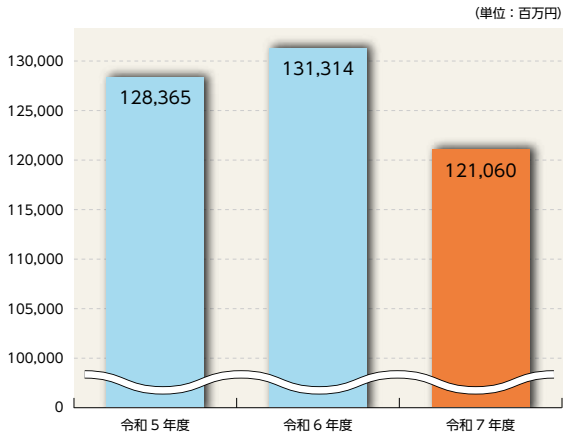
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預金積金



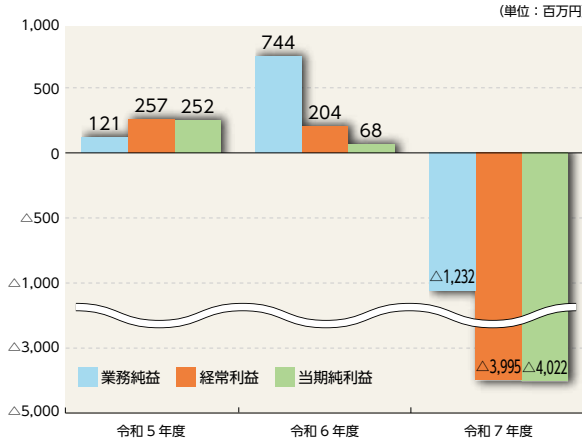
金利上昇せ定期預金等の商品提供による幅広い層への基盤拡大や年金預金等の獲得に努めたものの、相続、預り資産へのシフト替えや事業性預金の流出等により、期末残高は前年度より44億64百万円減少し、2,785億28百万円となりました。

貸出金



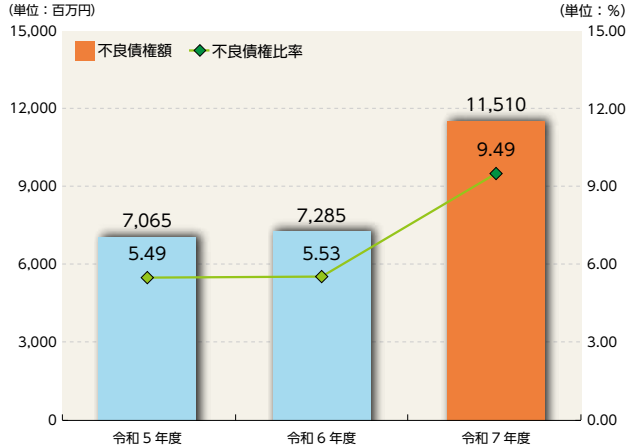
物価高騰等に伴う資金繰り安定に向けた事業資金への対応の他、個人ローン推進等に積極的に取り組んだものの、貸出金利上昇下での資金需要減少や貸出金返済等の増加により、期末残高は前年度より102億53百万円減少し、1,210億60百万円となりました。

業務純益・経常利益・当期純利益



市場金利上昇に伴う貸出金および預け金利息、有価証券利息配当金の増加等により業務収益は増加したものの、有価証券の損失処理、一般貸倒引当金の増加等による業務費用の増加により、業務純益は前年度より19億77百万円減少し△12億32百万円となりました。経常利益は経常収益が増加したものの、個別貸倒引当金等の大幅増加により経常費用が増加し、前年度より42億円減少し△39億95百万円となりました。また当期純利益は経常利益の減少、固定資産減損等の特別損失計上により、前年度より40億91百万円減少し△40億22百万円となりました。

不良債権残高・不良債権比率



不良債権残高(協金法開示債権および金融再生法開示債権)は、将来発生が懸念される信用リスクに備えた厳格な資産査定の実施に伴い、前年度より42億25百万円増加し、115億10百万円となりました。また総与信残高に占める比率(不良債権比率)は、前年度より3.95%上昇し、9.49%となりました。なお、不良債権の多くが担保・保証や貸倒引当金により保全されており、未保全の部分も自己資本によりカバーされております。

経営管理体制（法令等遵守体制・リスク管理体制等）

法令等遵守体制

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や社会規範等のルールを守ることと、社会一般的に求められる倫理やモラル、当組合内部の規定等を守ることを指します。特に公共性の高い業務を行う金融機関は、広く経済社会に貢献するという責任を負っており、より高度なコンプライアンスの徹底が求められています。そこで当組合は、地域金融機関としての社会的使命を果たし、お客様の多様なニーズに応えるきめ細やかなサービスを提供し、地域社会の信頼を得ていくために、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけております。具体的には当組合の経営理念、コンプライアンスに係る基本方針、行動綱領並びに金融業務に関する遵守すべき主なルール等をマニュアル化したコンプライアンス・ハンドブックを作成、さらにコンプライアンス態勢の実現のための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、実践しております。またコンプライアンス態勢の推進を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに各部店にコンプライアンス担当者を任命し、全職員一丸となってコンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【本部相談窓口】 0120-725-362
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.choshi-shoko.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けています。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所 （電話：03-3286-2648）
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター （電話：03-4332-5241）

● 紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合本部相談窓口またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者のご希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
電 話：03-3567-2456

リスク管理体制

金融機関を取り巻く環境の大きな変化により、ますます金融業務は多様化、複雑化しております。それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関が抱えるさまざまなリスクが増大し、経営の健全性を確保するためのリスク管理の強化が不可欠なものとなっております。当組合では、「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「ALM 委員会」「リスク管理委員会」を設置し、管理すべきリスク毎に担当部署、役割等を定め、リスク管理態勢の一層の充実に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等の金融機関が直面するリスクを定量的または定性的に評価し、それらの評価結果を統合的に捉え、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているか検証し、より適切なリスク管理を行うことをいいます。

当組合ではリスクカテゴリー別（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）に資本を配賦、リスク限度枠を設定し、定期的なリスク量計測とモニタリング等により、全体のリスク量が経営体力に収まるよう管理しております。

収益確保を目指すとともに、リスクの顕在化に備え、リスクの統合的な管理に取り組んでおります。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合では市場リスクに関する管理諸規定を定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っております。市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を確保するため、ギャップ分析や時価評価分析、BPV・VaR分析やストレステスト等を通じたモニタリング・検証等を行っております。その結果をALM委員会へ報告し協議検討するとともに、金融・経済動向や金利予測等を踏まえ市場リスクへの迅速な対応、資産・負債の適正管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立不能になることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では信用リスクに関する管理諸規定の制定、審査部門と営業推進部門を分離した審査体制の構築、ポートフォリオ管理や与信集中リスク管理、厳正な自己査定の実施により、貸出資産の健全性の維持に努めております。加えてVaR分析やストレステストを通じたモニタリング・検証等を行い、これらのリスク管理状況をALM委員会やリスク管理委員会にて協議検討しております。

また融資実務・財務分析研修をはじめとした様々な教育研修を通じ、審査・与信管理能力強化および取引先経営支援に向けた相談対応力向上に取り組んでおります。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナルリスク（法務リスク・風評リスク・人的リスク）について管理し、オペレーショナルリスク協議会、リスク管理委員会において対応等の協議を行っております。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施の他、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策に取り組んでおり、定期的な内部監査および自店検査の実施により厳正な事務リスク管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規定に定め、安定した業務遂行、サイバーセキュリティ対策に努めております。

その他オペレーショナルリスク管理については、コンプライアンス態勢、顧客保護管理の推進等を通じ、リスクの適正な把握と管理に努めております。

事業の組織

総代会について

総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 38,253 名（令和 8 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催される通常総代会と、他に臨時総代会があります。決算や事業活動等の報告が行われるとともに剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。決議に必要な定数は、総代の過半数以上が出席し、その議決権の過半数の賛成を要します。定款の変更等特別の議事については、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を要することとなっております。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合は、総代会に限定することなく、地区別懇談会の実施や日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の任期・定数及び選出方法

● 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は 3 年です。
- ・ 総代の定数は 100 人以上 120 人以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められています。

● 総代の選出方法

- ・ 総代は、定款および総代選挙規程の定めるところより、選挙区ごとに選出されます。総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が、当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票を行っておりません。当該選挙区の定数を超えた場合は、その選挙区に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

総代会の報告・決議事項

令和 8 年 6 月 25 日開催の第 73 回通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案通り承認可決されました。

〈報告事項〉

- 第 1 号報告 令和 7 年 4 月 1 日より令和 8 年 3 月 31 日に至る
第 73 期事業報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第 1 号議案 第 73 期剰余金処分案の承認を求める件
第 2 号議案 第 74 期事業計画および収支予算案の承認を求める件
第 3 号議案 組合員脱退の承認を求める件
第 4 号議案 理事および監事全員任期満了につき改選の件
第 5 号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代のみなさま

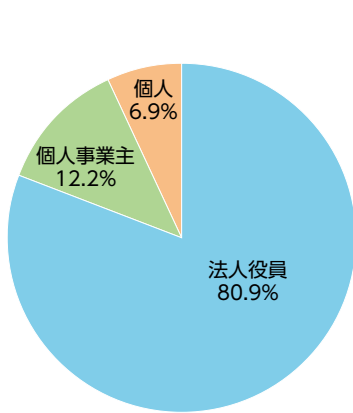
（敬称略・順不同）令和 8 年 6 月 25 日現在

本店地区(22)	江畑 修一◎	長谷川彰一◎	山本 耕一◎	小倉 和俊◎	大岩 芳明◎	宮内 隆 ◎
	兒玉 晃昌◎	谷口 博則④	青野 秀樹④	加瀬 昇一③	渡邊 俊幸①	越川 雄一②
清水支店地区(10)	遠藤 孝二◎	宮内 滋男◎	大川 誠一◎	齋藤 正一◎	宮内 勝義◎	
	平幡 照正①					
愛宕支店地区(5)	江畑 徳元◎	飯嶋 正和◎	平津 晃 ①	高安 芳枝①		
松岸支店地区(7)	片倉 透 ◎	奈村 一雄◎	江波戸 肇◎	小西 誠一②	飯田 寛彦②	戸谷 和彦①
	野村 隆広①					
椎柴支店地区(5)	宮川 勝弘◎	浅田 栄一◎	宮川 英夫◎			
東庄支店地区(4)	多田 淳一③	宮内 恒夫②	高木 秀吾②	滑川 哲志①	服部 英司①	
小見川支店地区(9)	櫻井 隆 ◎	石毛 誠 ◎	田杭 和彦◎	山口 紘 ◎	櫻井 武 ◎	金子 静枝①
	宮崎 裕光◎	猿田 正城◎	岡野 聡 ③	石毛 良紀②	平沼 純一①	
佐原支店地区(11)	岡部 隆夫◎	田谷長太郎◎	磯山 潔 ◎	小和瀬益男①		
飯岡支店地区(4)	前田 泰弘◎	鎌形 孝之◎	室田 倫明◎	小川 富正④	小林 隆寿③	永塚 和久①
	菅澤 岳史①	清水 義昭①				
海上支店地区(4)	小林 利弘◎	篠塚 友孝◎	高橋 泰美◎	遠藤 龍一◎	鈴木 定吉◎	長嶋 俊亮◎
	文山 和彦④	村松 和 ④	矢部 明 ③	石井 良典③	宮本 和明③	
旭支店地区(9)	仲條 一夫◎	鈴木 和江④	鈴木 勝利①	神原 正見①		
千湯支店地区(7)	土川 峰仙◎	吉田 博美◎	門脇 祥平④	鈴木 和彦①		
横芝支店地区(4)	飯倉 基正◎	辻 隆明 ◎	石毛 光治◎	伊藤 晃 ◎	加瀬 一幸④	石橋 政信③
	高橋 光一②	宇井 裕彦①				
東金支店地区(6)	鈴木 哲雄◎	阿曾 芳文④	守 正嗣 ④	太田 薫 ③	林 利夫 ③	今関 幸男③
	金杉 和哉①					
八街支店地区(3)	高橋新一郎◎	吉岡 昭 ③	早川 長吉③	鈴木 輝久②		
富里支店地区(3)	西村 康明◎	小川 敏彦◎	行木 義輝③			
	鈴木 信二③	齊藤 龍次②	鵜澤 善一①			
柏・松戸支店地区(7)	小関 智之◎	幸島 正義④	武田 勝利③			
	齋藤 明夫◎	内田三十四◎	池宮城涼香①			
	小島 守雄◎	永尾 鎮機◎	岩立 俊男◎	後藤 恵治①	長谷川琴美①	

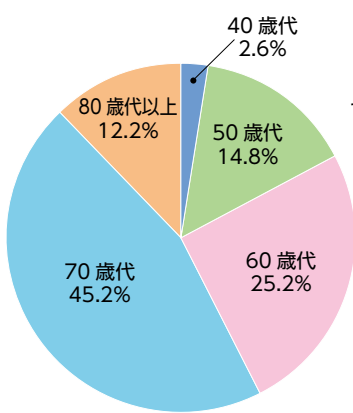
（注 1）（ ）の数字は地区定数を示しております。（注 2）氏名の後に就任回数を記載しております。（注 3）就任回数が 5 回以上の場合は、◎で示しております。

総代の属性別構成

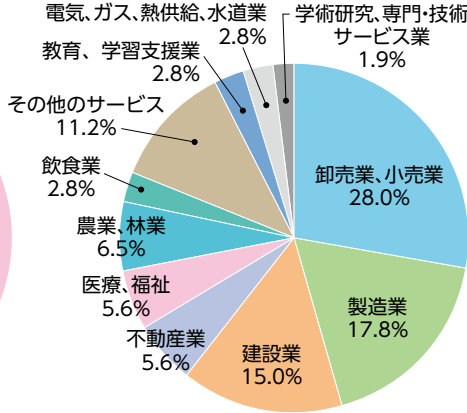
■職業別構成比



■年代別構成比



■業種別構成比



※業種別の構成比は、法人役員・個人事業主に限る

地区別懇談会等の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、地区毎に総代等を対象とした地区別懇談会等を実施し、組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を説明する一方、総代等より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営に反映させております。

ー令和 7 年度 開催状況ー

令和 8 年 1 月 14 日	銚子地区懇談会	令和 8 年 1 月 21 日	香取地区懇談会
令和 8 年 1 月 16 日	東金・東葛地区懇談会	令和 8 年 1 月 23 日	旭地区懇談会

（出席者合計 97 名）

事業の組織

報酬体系について

対象役員

当組合では、理事全員および監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

● 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

● 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	76	90
監 事	11	15
合 計	87	105

(注 1) 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注 2) 支払人数は、理事 10 名、監事 3 名です。

(注 3) 使用人兼務理事 3 名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、3 百万円です。

● その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号) 第 3 条第 1 項第 3 号および第 5 号に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 7 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注 1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

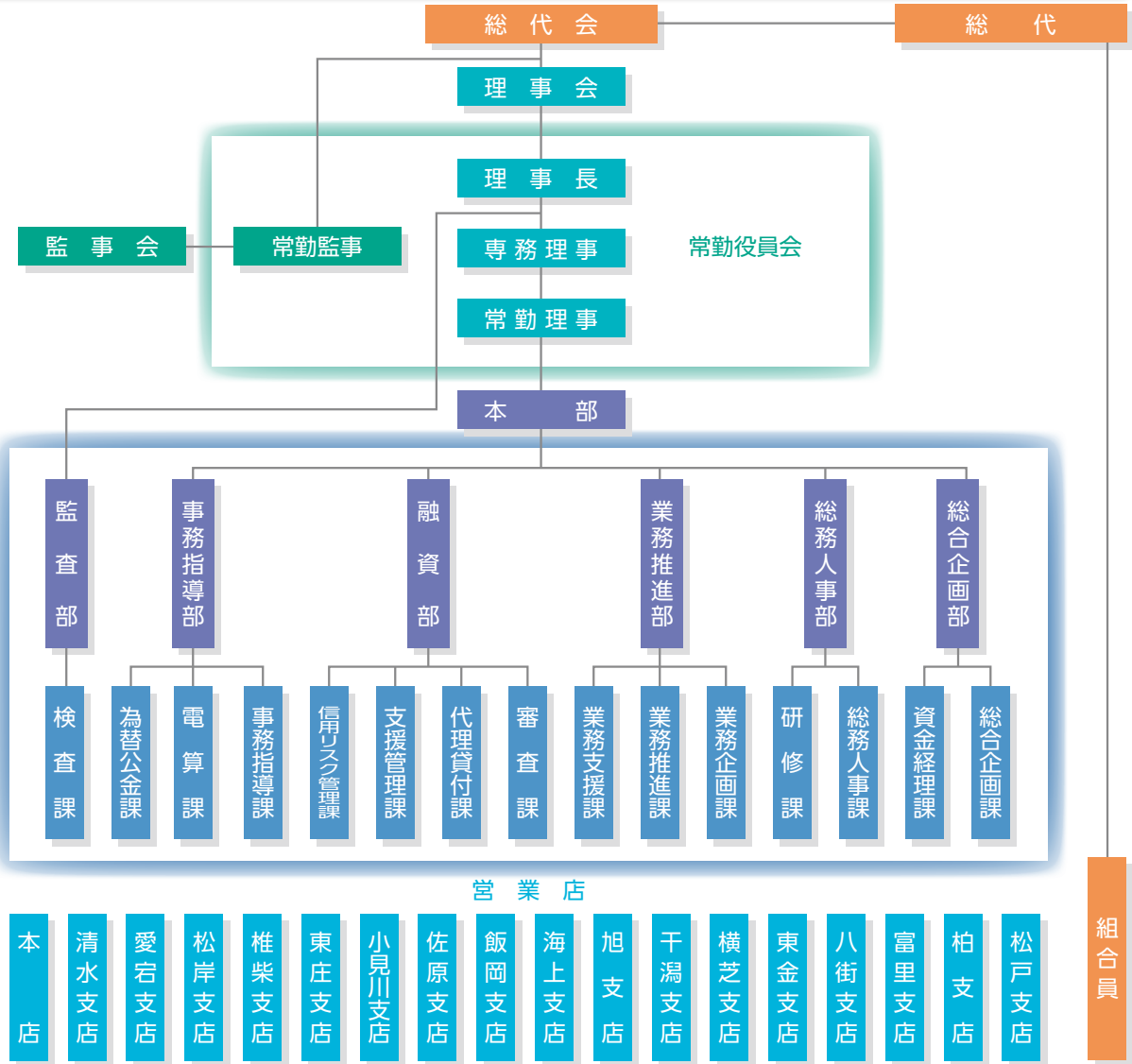
(注 2) 「同等額」は、令和 7 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注 3) 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組織図

令和 8 年 6 月 25 日現在



会計監査人の氏名又は名称

令和 8 年 6 月 25 日現在

千葉第一監査法人

役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

令和 8 年 6 月 25 日現在

理 事 長	加瀬 隆	理 事	田杭 宏行 (※)
専務理事	小橋 芳明	理 事	岡田 知益 (※)
常勤理事	加瀬 順一	理 事	平野 陽一 (※)
常勤理事	河崎 利洋	理 事	高橋 秀治 (※)
常勤理事	伊東 勝彦	理 事	櫻井 公恵 (※)
常勤監事	石毛 啓之	監 事	石上 藤吾
		監 事 (員外監事)	小田島國博

当組合は、職員出身者以外の理事 5 名 (※印) の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織

店舗一覧 令和 8 年 4 月 1 日現在

店名	郵便番号	住 所	電 話	ATM	稼働時間
本 店	288-0043	千葉県銚子市東芝町1-19	0479-22-5300	4 台	●
清 水 支 店	288-0066	千葉県銚子市和田町7-8	0479-22-3737	2 台	●
愛 宕 支 店	288-0007	千葉県銚子市愛宕町3520-6	0479-22-4111	1 台	●
松 岸 支 店	288-0836	千葉県銚子市松岸町3-273-1	0479-22-8822	2 台	●
椎 柴 支 店	288-0863	千葉県銚子市野尻町68-1	0479-33-1211	1 台	●
東 庄 支 店	289-0601	千葉県香取郡東庄町笹川い4713-74	0478-86-1123	1 台	●
小見川支店	289-0313	千葉県香取市小見川799-2	0478-82-2171	2 台	●
佐 原 支 店	287-0003	千葉県香取市佐原イ540	0478-52-5167	2 台	●
飯 岡 支 店	289-2712	千葉県旭市横根1280-1	0479-57-5500	1 台	●
海 上 支 店	289-2613	千葉県旭市後草2022-8	0479-55-5757	2 台	●
旭 支 店	289-2516	千葉県旭市口1443	0479-62-3171	2 台	●
千 漣 支 店	289-2102	千葉県匝瑳市椿1268-142	0479-73-3955	2 台	●
横 芝 支 店	289-1732	千葉県山武郡横芝光町横芝2138-1	0479-82-2221	1 台	●
東 金 支 店	283-0802	千葉県東金市東金1059	0475-54-0123	1 台	●
八 街 支 店	289-1115	千葉県八街市八街ほ240-31	043-443-3011	1 台	●
富 里 支 店	286-0221	千葉県富里市七栄298-6	0476-93-2241	1 台	●
柏 支 店	277-0005	千葉県柏市柏3-4-14	04-7164-3955	1 台	●
松 戸 支 店	271-0077	千葉県松戸市根本11-4	047-367-2115	1 台	●

店舗外ATM

三崎ATM 平日・土曜・日曜・祝日 8:00～21:00

●印店舗のATM稼働時間

平日・土曜・日曜・祝日
8:00～21:00

地区一覧 令和 8 年 4 月 1 日現在

千 葉 県

銚子市 旭市 香取市 匝瑳市 山武市
東金市 大網白里市 成田市 我孫子市 柏市
松戸市 流山市 野田市 八街市 印西市
白井市 富里市 香取郡 山武郡 印旛郡

千葉市の一部
(緑区土気町、大椎町、大木戸町、小山町、越智町、高津戸町、大高町、上大和田町、小食土町、板倉町、下大和田町、あすみが丘1丁目～9丁目、あすみが丘東1丁目～5丁目)

茨 城 県

潮来市 神栖市
稲敷市の一部
(余津谷、清久島、橋向、押砂、曲淵、四ッ谷、六角、結佐、佐原組新田、手賀組新田、八千石、神崎神宿、野間谷原、神崎本宿、阿波崎新田、下須田新田、今、伊佐部、阿波崎、下須田、釜井、上須田、飯島、上之島、西代、八筋川、境島、大島、三島、本新、石納、佐原下手、脇川、中島、幸田、市崎、福田、東大沼、町田、清水、新橋、佐原、光葉)

当組合のあゆみ (沿革)

昭 和	
28年11月	銚子商工信用組合創業 (銚子市陣屋町138番地) 初代理事長 田杭忠一
29年10月	本店移転 (銚子市新生1丁目69番地)
29年11月	椎柴出張所開設 (昭和35年椎柴支店へ昇格)
30年 6月	全国信用協同組合連合会へ加入
32年 2月	商工組合中央金庫代理業務取扱開始
33年12月	千葉県信用保証協会へ加入
34年 9月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始
35年 3月	清水支店開設
37年11月	小見川支店開設
40年 3月	住宅金融公庫代理業務取扱開始
40年11月	佐原支店開設
42年11月	本店新築移転 (銚子市東芝町1番地の15)
43年 4月	松岸支店開設
44年 4月	全国信用協同組合連合会代理業務取扱開始
46年 3月	旭支店開設
46年 3月	千葉県収納代理金融機関事務取扱開始
47年12月	山口七郎専務理事二代目理事長に就任
50年 2月	オフラインシステム稼働
55年 4月	松戸支店開設
57年12月	柏支店開設
58年 4月	東庄支店開設
58年 4月	電算センター新築移転
59年 6月	オンラインシステム稼働
59年 9月	千漣支店開設
60年 1月	CDキャッシングサービス開始
61年 8月	ATM土曜休日稼働開始
62年 8月	信組ネットサービス (SANCS) 開始
63年10月	外国通貨両替業務取扱開始
63年12月	愛宕支店開設



創立60周年記念式典



新本店オープン



創立時集合写真



オフライン電算処理開始

平 成

2年12月	川口支店開設
3年10月	海上支店開設
5年 2月	三崎支店開設
5年10月	日銀歳入復代理店業務取扱開始
6年 3月	国債窓販業務取扱開始
7年 5月	新オンラインシステム稼働
8年12月	飯岡支店開設
12年 5月	信組共同センターへ加盟
12年 7月	デビットカード取扱開始
13年 5月	郵貯CDオンライン提携開始
13年12月	保険窓販業務取扱開始
14年 4月	植田久夫専務理事三代目理事長に就任
14年 8月	千葉県商工信用組合より東金地区5店舗の事業譲渡を受け総営業店舗数22店舗として新たにスタート
15年11月	創立50周年を迎える
16年 5月	インターネットバンキングサービス取扱開始
16年10月	茨城県潮来市・神栖市・稲敷市の一部 (旧東町) が新たに営業地区に加わる
18年12月	投信窓販業務取扱開始
22年 6月	伊東輝侑専務理事四代目理事長に就任
23年 3月	東日本大震災により飯岡支店が被災
24年10月	ビジネスネットバンキングサービス取扱開始
24年11月	「経営革新等支援機関」の認定を受ける
25年 2月	でんさいネットサービス取扱開始
25年11月	創立60周年を迎える
28年 5月	本店新築移転オープン
30年 6月	信託契約代理業務取扱開始

令 和

元年 9月	堀猛専務理事五代目理事長に就任
3年 4月	岡野繁専務理事六代目理事長に就任
3年 5月	新生支店・三崎支店を本店内に移転
4年 7月	国民年金基金信託代理業務取扱開始
5年11月	創立70周年を迎える
8年 6月	加瀬隆常務理事七代目理事長に就任

その他業務

主な手数料一覧表

(令和 8 年 7 月 1 日現在)

為替関連手数料

種 類				他行宛	当組合宛	
					本支店	同一店
振込手数料	窓口利用	電信扱 (注1)	5万円未満	1件につき	660円	330円
		文書扱	5万円以上		880円	550円
	総合振込		5万円未満	1件	660円	330円
			5万円以上	につき	880円	550円
	ATM利用 (キャッシュカード)	5万円未満	1件	440円	110円	無 料
		5万円以上	につき	660円	220円	無 料
	ATM利用 (現金)	5万円未満	1件	550円	220円	110円
		5万円以上	につき	770円	440円	220円
	定額自動送金	5万円未満	1件	440円	110円	110円
		5万円以上	につき	660円	220円	220円
インターネットバンキング	5万円未満	1件	220円	110円	無 料	
	5万円以上	につき	440円	220円	無 料	
給与振込			1件につき	110円	無 料	無 料

(注1) 視覚障がい者の方の窓口電信扱手数料は、ATM利用と同額になります。

送金手数料	当組合本支店宛	1件につき	440円
(送金小切手による送金時)	他 行 宛	普通扱1件につき	660円

代金取立 手数料	電子交換	1通につき	880円
	個別取立 (注2)	1通につき	1,100円

(注2) 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手などの郵送対応が必要となるもの。

組戻関連手数料	送金、振込の組戻料	1件につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	但し、1,100円を超える実費を要する場合はその実費を申し受けます。		
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	依頼返却手数料	1通につき	1,100円
	異議申立預託手續手数料	1件につき	5,500円

再発行手数料

証書・通帳	1冊につき (紛失・盗難・汚損等)	1,100円
カード (キャッシュカード・ローンカード・貸金庫)	1枚につき (紛失・盗難・汚損等)	1,100円
貸金庫の鍵	1個につき	22,000円
夜間金庫の鍵	1個につき	4,400円
夜間金庫のバッグ	1個につき	5,500円

インターネットバンキング基本手数料

インターネットバンキングサービス	基本手数料 (月額)		無 料
ビジネスネットバンキングサービス	基本手数料 (月額)	照会・振込振替サービス	1,100円
		上記サービスに加えファイル伝送サービス (注3) をご利用の場合	3,300円

ハードトークン	再発行手数料	1個につき	1,100円
---------	--------	-------	--------

ホームバンキング (VALUX サービス) 基本手数料も上記料金に含まれます。
(注3) ファイル伝送サービスをご利用の場合、給与振込・貸与振込の振込手数料は無料になります。

融資関連手数料

融資事務手数料	手形貸付用紙代	新規・書替	1枚につき	220円
	一般証書貸付用紙代	新規	1枚につき	550円
	債務保証	新規・更新	1件につき	3,300円
	融資当座貸越	新規・更新	1件につき	3,300円
	割引手形信用照会事務		1銘柄につき	1,100円
	条件変更手数料 (返済額の変更等)		1件につき	3,300円
	支払利息証明書	当組合書式 (定形)	1通につき	440円
		定形外・監査法人用	1通につき	1,100円
	融資承諾証明書 (融資見込額×0.01%)		3,300円	～11,000円
	担保新規設定			55,000円
不動産担保事務手数料	担保物件数が5筆 (棟) を超え25筆 (棟) までは1筆 (棟) 増す毎に1,100円を加算します。			
	また、25筆 (棟) を超える場合は25筆 (棟) とします。			
	遠隔地担保 (当組合営業区域外)		1件につき	22,000円
	その他、必要となる場合は、実費を加算させていただきます。			
	追加担保または極度額変更		1回につき	11,000円
	担保物件の一部抹消		1回につき	11,000円
	根抵当権の抹消		1件につき	11,000円
	根抵当権移転譲渡		1件につき	11,000円
	順位変更・債務者変更・その他変更		1回につき	11,000円
	当組合資格証明書		1通につき	1,100円
住宅ローン関連事務手数料	当組合印鑑証明書		1通につき	1,100円
	住宅ローン不動産担保事務手数料 (短プラ連動型・一般住宅資金)			33,000円
	全国保証 (株) 保証付住宅ローン事務取扱手数料			77,000円
	条件変更手数料	特約固定金利選択	1回につき	5,500円
		その他の条件変更	1回につき	3,300円
	証書貸付繰り上げ返済手数料 (住宅ローンのみ)			22,000円

その他各種手数料

残高証明書発行手数料	継続発行	1通	550円
	随時発行	につき	1,100円
取引履歴発行手数料 (調査期間10年以内)	基本 (10枚まで)		550円
	10枚を超える分1枚につき		33円
個人情報開示請求手数料	基本項目について1通		1,100円
夜間金庫使用料	基本使用料 (月額)		3,300円
	専用入金帳1冊 (50枚) につき		5,500円
貸金庫 (本店)	1庫につき 年間		13,200円～26,400円
国債口座管理手数料	1口座につき		無 料
保護預り	1件につき 年間		2,640円
株式払込手数料	5千万円未満	払込金額の3/1,000+消費税	
	5千万円以上	払込金額の2/1,000+消費税	
税金・公共料金等納付取次手数料	当組合が取扱店でないもの	1件につき	440円
未利用口座管理手数料	年間		1,320円
相続時口座照会手数料	1取引につき		5,060円

窓口両替 (円貨) 手数料

両替枚数	1～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001枚以上
手数料	550円	1,100円	1,650円	500枚毎に550円を加算

・両替枚数は、お客様が「ご持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。
・ご預金からのお引出しの際に金種をご指定される場合、ご指定の紙幣及び硬貨枚数の合計枚数に応じて、手数料をお支払いいただきます。
・金種指定払出のお取扱いについては、1万円券は枚数に含みません。
・一日に複数の両替や複数のご名義で一度に両替を行う場合、また、一つの口座から複数の払戻請求書に分けてお引出しされる場合には、合計枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。
※但し、以下の場合手数料は無料とさせていただきます。
・同一金種への交換 (新券への交換、汚損した現金)
・記念硬貨 (100枚超の異なる金種は有料となります。)
・口座をお持ちの方は1日1回10枚まで

硬貨入金手数料

硬貨枚数	1～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001枚以上
手数料	無料	550円	1,100円	1,000枚毎に550円を加算

・窓口での入金・振込時に硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。
・一日に、または同時に複数回に分けて入金の場合、硬貨枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。
・集金時の硬貨預りも対象となります。
・募金、義援金、寄付金の入金は無料です。
・硬貨算定に対する手数料とさせていただきますため、算定後にご入金を取り止める場合や入金金額を変更される場合も、算定した枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。

両替機ご利用手数料

両替枚数	1～500枚	501～1,000枚	1,001枚以上
手数料	300円	500円	500枚毎に200円を加算

破産管財人等特殊口座開設手数料

対象となるお客様	破産管財人等特殊口座を開設されるお客様
対象となる口座名義	破産管財人・相続財産管理人・相続財産清算人・不在者財産管理人・遺言執行者・遺産整理受任者
手数料金額	1口座あたり 11,000円

※手数料は、消費税を含んだ金額を表示しております。くわしくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。

主要な事業の内容

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

ATM ご利用手数料

当組合カードご利用	平 日		無 料
	土曜日		無 料
他行カードご利用	日曜日・祝日 (お預入れは無料)		110円
	平 日	8:00～18:00	110円
		18:00～21:00	220円
	土曜日	8:00～14:00	110円
		14:00～21:00	220円
ゆうちょ銀行カードご利用	日曜日・祝日		220円
	平 日	8:00～ 8:45	220円
		8:45～18:00	110円
		18:00～21:00	220円
	土曜日	8:00～ 9:00	220円
提携信用組合カードご利用 (しんくみお得なっと)		9:00～14:00	110円
		14:00～21:00	220円
	平 日	8:00～ 8:45	110円
		8:45～18:00	無 料
		18:00～21:00	220円
	土曜日	8:00～ 9:00	110円
		9:00～14:00	無 料
		14:00～21:00	220円
	日曜日・祝日		220円

※手数料は、消費税を含んだ金額を表示しております。くわしくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
(ロ) 有価証券の貸付業務
(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
(二) 代理業務
(a) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(c) 日本銀行の歳入復代理店業務
(ホ) 代理業務 (業務の媒介を含む)
(a) 全国信用協同組合連合会
(b) 株式会社商工組合中央金庫
(ヘ) 信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務 (業務の媒介を含む)
(a) オリックス銀行株式会社
(b) 株式会社りそな銀行
(ト) 地方公共団体の公金取扱業務
(チ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
(リ) 保護預り及び貸金庫業務
(ヌ) 振替業
(ル) 両替
(ヲ) 保険商品の窓販業務
(ワ) 証券投資信託の窓販業務
(カ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

地域を応援する取り組み

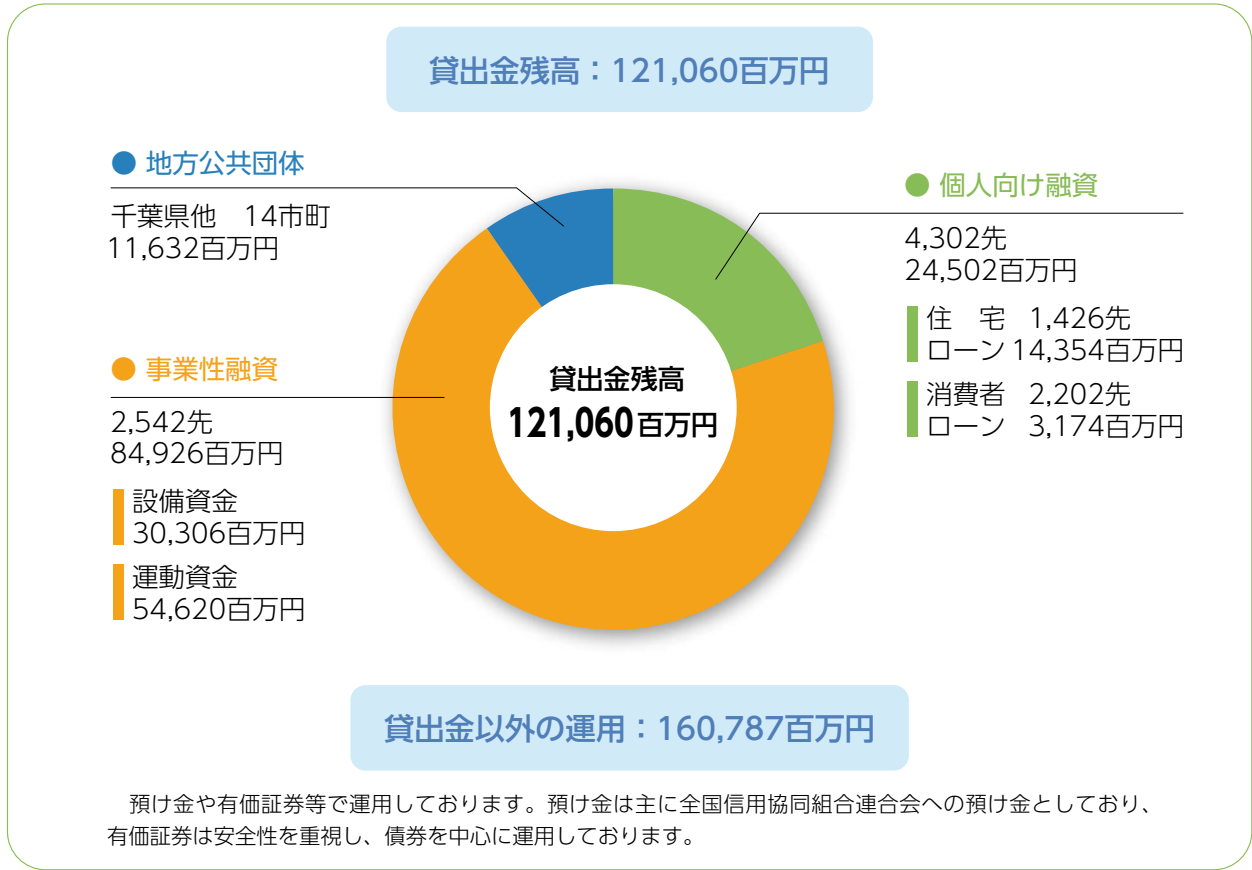
■ 地域とともに歩む当組合の経営姿勢

当組合は千葉県東総、北総、印旛、山武、東葛地区および茨城県の一部を営業地区として、地域における中小企業者や住民のみなさまが組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の考え方にに基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。「地域社会の幸せづくりに奉仕する」を経営理念として地域経済と関わり、地縁・人縁により中小企業者や住民のみなさま一人一人の顔が見えるきめ細やかな取引を通じ、事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える活動を基本としております。また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

■ 預金・融資を通じた地域貢献

地域のお客様からお預りした大切な預金積金は、中小企業者や個人のお客様に対するご融資としてご利用頂くことにより、お客様の事業の発展や生活の充実のお手伝いをしております。

令和 8 年 3 月 31 日現在



預け金や有価証券等で運用しております。預け金は主に全国信用協同組合連合会への預け金としており、有価証券は安全性を重視し、債券を中心に運用しております。

地方自治体制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県および営業店が所在する市町における中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されております。令和8年3月末において 2,370 件、17,535,139 千円のご利用をいただいております。

令和7年度 中小企業向け制度融資取扱残高

千葉県制度融資	2,102件	16,505,638千円	各市町制度融資	268件	1,029,500千円
事業資金・サポート短期資金・小規模事業資金 創業資金・経営者保証非提供補助活用資金 セーフティネット資金・再生資金・経営力強化資金 挑戦資金・事業継続強化資金・事業承継資金 事業承継特別資金・ちばSDGsパートナー支援資金 環境保全資金・観光施設資金・障害者雇用推進資金			銚子市中小企業資金 香取市中小企業資金 旭市中小企業資金 匝瑳市中小企業資金 東金市中小企業資金	八街市中小企業資金 富里市中小企業資金 柏市中小企業資金 東庄町中小企業資金 九十九里町中小企業資金	

融資商品のご案内

当組合では、中小企業や地域のお客様の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品をお取り扱いしております。

事業者向けご融資

令和7年度取扱残高 | 3,155件 | 26,190百万円

事業資金	○TKC経営者ローン ○当座貸越ローン 当貸biz	無担保、第三者保証不要の事業性資金です。 お客様のさまざまな資金需要にお応えします。
	○NEWエール	無担保、第三者保証不要、ご融資金額 500 万円までの小口事業性資金です。
	○創業支援ローン	創業を目指す方、創業まもない方を応援する日本政策金融公庫との提携事業性資金です。
農業・漁業事業資金	○新型農業者ローン ○肉用牛ABL(譲渡担保融資) ○豚キャッシュフロー融資 ○事業性アグリローン	農機具等購入資金、農業資材等支払資金などの農業に関する支払資金にご利用いただけます。また、肉用牛を担保とするABL融資、豚販売代金によるキャッシュフロー融資、認定農業者が対象の無担保・無保証融資もお取り扱いしております。
	○(株)日本政策金融公庫保証融資 ○千葉県農業信用基金協会保証融資 ○千葉県漁業信用基金協会保証融資	公庫・信用基金協会保証付融資をお取り扱いしております。農業・漁業に関する運転資金・設備資金にご利用いただけます。
	○創業関連保証制度融資 ○小口零細企業保証制度融資 ○経営安定関連保証制度融資 ○協調支援型特別保証制度融資 など	中小企業者の方の円滑な資金調達を支援するため、信用保証協会保証制度による融資に取り組んでおります。
災害緊急融資	災害により被害を受けた中小企業者の方へ、当組合独自融資商品の他、千葉県制度融資、信用保証協会保証制度融資等をお取り扱いしております。	

個人向けご融資

令和7年度取扱残高 | 1,661件 | 14,547百万円

住宅ローン	○住宅ローンNewライフ ○住まいるアシスト ○住まいるいちばんネクストV ○無担保住宅ローン ○住まいるいちばんセレクト ○エコリフォームローン ○多目的ローン(リフォームローン) ○フラット35 など	金利選択型住宅ローン、無担保住宅ローン、リフォームローン、親子リレーローン、がん保険特約付住宅ローン、さらに住宅金融支援機構提携「フラット35」等の各種商品により、お客様のさまざまな住宅資金ニーズにお応えします。
教育ローン	○多目的ローン(奨学ローン) ○教育ローン ○教育ローン極度型チャンス ○教育カードローンチャンスⅡ など	大学、短大、専門学校等の学費資金としてご利用いただけます。この他、日本政策金融公庫による教育ローン、銚子市在住の方が対象の学費資金「銚子市育英資金」等もお取り扱いしております。

地域を応援する取り組み(中小企業の経営改善のための取り組み)

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地元中小企業をはじめ、地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えすること、また身近な頼れる相談相手としてお客様の悩みを共に考え、共に問題の解決に努めていくことが最も重要な役割の一つであると位置付けており、信用組合の特性を活かした営業活動のもと、お客様の状況をきめ細かく把握し、他金融機関・外部機関等と十分な連携・協力をを行い、円滑な資金供給や貸付の条件変更等に努めております。

また、当組合はお客様への経営相談等のコンサルティング機能の発揮を通じ、地域の中小企業のお客様の経営改善・再生支援等に向けた取り組みを最大限支援してまいります。これら中小企業のお客様への支援等のもと、地域経済の活性化に積極的に貢献するよう努めてまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業をはじめとした地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするため、以下のとおり態勢整備に努めております。

経営支援・再生支援
態勢の強化

- 専担課を設置し、関係部署・営業店と連携した融資相談への対応や、外部機関との連携に取り組み、積極的な法人取引支援に努めております。
- 当組合は、中小企業へ専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関に認定されております。補助金申請等に対する事業計画策定支援や、事業実施に必要な支援等に取り組んでおります。
- 物価高・人手不足等が取引先に大きな影響を与えている中、取引先の状況把握・業況分析に努め、新規融資への対応の他、制度融資利用の提案、貸付条件変更への対応等による迅速な資金繰り支援に努めております。
- 経営支援として、ビジネスマッチングの提案、副業等人材活用支援、補助金申請支援や各種支援策に関する情報提供、経営セミナー等の案内の他、当組合本店に事業承継相談窓口を設置し、中小企業の課題である事業承継に向けた支援に取り組んでおります。
- 本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様への経営改善計画書策定支援や経営改善進捗状況のモニタリング等に取り組んでおります。さらに外部専門家や外部機関との連携を強化し、お客様の再生支援・経営改善支援に努めております。

外部専門家・外部機関との
連携

- 外部専門家・外部機関との連携により、事業計画・改善計画策定支援、経営アドバイス・情報提供の実施、補助金・助成金等申請支援、販路拡大支援、税務・財務等相談業務の実施、さらに海外展開や事業承継支援等に取り組んでおります。
- 【連携先機関】
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ◆ 日本貿易振興機構 (JETRO) | ◆ 地域経済活性化支援機構 (REVIC) |
| ◆ 東日本大震災事業者再生支援機構 | ◆ 中小企業基盤整備機構 |
| ◆ 中小企業活性化協議会 | ◆ 産業復興相談センター |
| ◆ 千葉県信用保証協会 | ◆ 千葉県産業振興センター |
| ◆ 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター | ◆ 千葉県商工会議所連合会 |
| ◆ 千葉県税理士会 | ◆ 千葉県行政書士会 |
| ● TKC 千葉会 | ● レークス法律事務所 |
| ● (一社) 千葉県中小企業診断士協会 | ● (株)バトonz |
| ● リンカーズ(株) | ● (株)アクシス |
| ● (株)ユニティマーケティングソリューション | ● (株)みらいワークス |
| ● (株)バイウィル | ● (株)ふのう IT 経営 |
| ● (株)NEXYZ | ● 会計バンク(株) |
| ■ 日本政策金融公庫 | ● (株)トラヤ |
| | ● ヒューレックス(株) |

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援

地域経済の活性化に向けて、新たな事業の創生や新規事業の発生および取引先企業の事業展開へ資するため、資金供給等を通じ、創業・新規事業支援に取り組んでおります。

成長分野向け融資	環境・エネルギー事業分野 医療・介護・健康関連産業分野 高齢者向け事業分野	令和7年度 取り扱い	6件	269百万円
創業支援資金	保証協会保証付融資・県制度融資等		27件	115百万円

● 地域の創業促進を目指して

■ 銚子市創業支援事業計画に基づき実施された銚子商工会議所主催の創業スクール（令和8年1月～2月）に当組合も創業支援事業者として参画いたしました。また創業スクール修了者を対象とした協調融資制度（銚子創業スクール・タイアップローン）の取り扱いを実施しております。



● 千葉県信用保証協会と連携し、創業支援に取り組んでおります。起業を目指す方々へ創業スクールをはじめとした各種支援策をご案内するとともに、創業支援事業に係る連絡会議に定期的に参加し、創業支援に関する情報交換等を行っております。



● 当組合は日本政策金融公庫と創業支援に関する業務連携を行っており、連携強化による地域経済の活性化促進を目指しております。また創業支援等に係る提携商品「創業サポート翼 - つばさ -」の取り扱いにより、資本金性ローンによる資金支援や事業計画策定支援、経営アドバイス等のサポートによる経営支援に取り組んでおります。

● 農産物安定供給を目指す取引先を支援

近年の猛暑の影響を受け、夏野菜の出荷量減少に悩んでいた当組合取引先の農業法人は、当組合が日本政策金融公庫と連携して開催した農林漁業者向け相談会にて上記課題を検討し、新たに農業法人を設立、冷涼な北海道での夏野菜生産に取り組むこととなりました。当組合は、遠方での事業展開ながら気候変動に対応した新規事業を評価し、開業に向け日本政策金融公庫と協調し、金融支援等に取り組みました。今後も当組合は、金融業務を通じて地域活性化に取り組む取引先を応援してまいります。

中小企業の経営支援に向けた職員の育成

当組合は、事業性評価に基づく融資推進や、事業承継をはじめとした経営支援への取り組み強化、融資能力のレベルアップを図るため、継続的に各種外部研修への参加や外部機関と連携した研修会開催、組合内研修の実施、さらに自己啓発のための通信講座受講・資格取得等に取り組んでおります。

- 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業基盤整備機構より講師を招き、事業承継支援に関する具体的な対応等について研修会を実施しました。また TKC 千葉会講師による取引先の課題解決に向けた研修会を実施しました。
- 上部団体等が主催する信用保証協会業務や融資業務に関する研修会に融資担当者が参加し事業性評価および中小企業支援の取り組みについて受講しました。またオンライン形式で支援機関向け副業人材マッチング支援事業に関するセミナーに参加し、人材活用等の取引先経営支援について受講しました。
- 自己啓発として事業性評価、事業承継、DX 支援等の通信講座受講に取り組みました。



地域を応援する取り組み(中小企業の経営改善のための取り組み)

成長段階による支援

事業拡大のための資金需要に対応しております。事業価値を見極める融資手法として、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するとともに、お客様への情報提供等を通じたビジネスマッチングにも取り組んでおります。

事業性融資	無担保・第三者保証不要の小口事業性融資「NEW エール」 TKCと連携した無担保・第三者保証不要融資 財務内容によって金利優遇「TKC 経営者ローン」	令和7年度 取り扱い	14件	44百万円
	農業者向け譲渡担保融資(ABL)「肉用牛 ABL」 キャッシュフロー融資「豚キャッシュフロー融資」 認定農業者向け融資「事業性アグリローン」 農業者向け無担保融資「新型農業者ローン」		14件	69百万円
千葉県信用保証協会 提携商品 千葉県制度融資	財務内容に基づくスピード審査、第三者保証不要融資 「ダッシュ 5,000」「スパート 3,000」「アクティブ」 動産担保融資制度(ABL)		17件	185百万円

● 事業発展に向けた支援

◆ よろず支援相談会の実施

地域の中小企業・小規模事業者の皆様が抱える経営課題解決や事業計画実現等に向け、千葉県産業振興センターと共催し、「千葉県よろず支援拠点サテライト相談会」を当組合営業店にて定期的に開催し、多くのお客様にご利用いただいております。相談会は対面形式およびオンライン形式で開催いたしました。

◆ 中小企業支援策を活用した支援

当組合は、経営革新等支援機関として各中小企業支援策を活用し、地域の事業者の方への支援に積極的に取り組んでおります。令和7年度は、ものづくり補助金・中小企業新事業進出補助金等の申請支援に取り組み、13先申請し、5先が採択・承認を受けました。また、売上拡大・業務効率化・IT化促進等、取引先の経営課題解決に向けて各種セミナーをご案内いたしました。

◆ 業務サポートサービスの導入支援

当組合は、地域の事業者の方に対し、スマートフォンやタブレット端末を使った決済サービス「STORES」や請求書サービス「スマホインボイス FinFin」のご案内や導入支援を行っております。また手形・小切手の全面的な電子化への対応として「でんさいネット」のご案内を行うとともに、令和7年11月より「でんさいライト」の取り扱いを開始いたしました。

◆ 外部機関・外部専門家との連携強化

当組合は、取引先の抱える様々な課題解決に向けて、外部機関・外部専門家との連携を強化し、補助金等申請支援、人材マッチング支援、IT導入支援等に取り組みました。また、地域経済活性化支援機構が運営する人材マッチングプラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」に令和8年1月より参加いたしました。今後、地域企業の人材ニーズに対応してまいります。

● ビジネスマッチングに向けた取り組み

◆ しんくみ食のビジネスマッチング展・しんくみ物産展 出展支援

お取引先の販路開拓・商品PR等に向けて、信用組合業界が開催するオンライン展示・商談会「しんくみ食のビジネスマッチング展」、対面形式での会場出展「しんくみ物産展」(令和7年10～11月実施)へ当組合の取引先企業4社に出展いただきました。

◆ クラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」活用による支援

「MOTTAINAI みらい」は、取引先を応援するため信用組合業界で運営するクラウドファンディングです。クラウドファンディング業界大手のCAMPFIRE社と業務連携し、取引先が生産・提供する地域に埋もれた魅力あふれる商品やサービスを全国に紹介するとともに、手数料の補助により、お取引先の販路拡大を積極的に支援しております。



経営改善・事業再生・業種転換等の支援

本部・営業店が連携し、再生支援先であるお客様と協力のうえ「経営改善計画書」を作成、「再生支援」「経営改善支援」を実施しているほか、必要に応じて千葉県中小企業活性化協議会等の外部機関を利用し、支援に取り組んでおります。

- TKC会員税理士、千葉県産業振興センター等との連携により、経営改善計画策定支援、取引先の事業再生・経営改善に向けた支援を実施しております。
- 営業店と一体となった改善支援を実施、経営改善計画書を119先作成し経営改善に取り組みました。再生支援先以外の条件変更先に対し簡易的な計画書提出を求めた上、検証を行うこととし、小規模事業者の方への経営改善に向けた支援に取り組んでおります。計画書に基づき、定期的な訪問や当組合職員との面談を通じモニタリングを行い、経営状況の把握や経営支援に努めております。
- 外部機関を積極的に活用(千葉県中小企業活性化協議会:18件、茨城県中小企業活性化協議会:1件、経営サポート会議:17件、東日本大震災事業者再生支援機構:1件)し、取引先の経営改善支援に取り組んでおります。

● 事業承継に向けた支援

当組合は、千葉県内の金融機関・商工団体等が連携して中小企業の事業承継を支える「事業承継支援ネットワークちば」に参加し、積極的に取引先の事業承継支援に取り組んでおります。千葉県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した取引先アンケート実施やヒアリングを通じ、事業承継ニーズの把握、支援制度等の情報提供等に取り組むとともに、同センター講師による職員研修会の実施により職員の知識向上に努めております。また事業承継案件検討会を実施し、事業承継計画を策定、取引先への同センター職員との同行訪問に取り組みました。さらに当組合本店に事業承継相談窓口を設置、相談受付や外部支援機関の紹介等を行うほか、外部機関・専門家との連携強化により、親族内承継およびM&A等の第三者への事業引継ぎへの相談にも対応しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

※「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」は以下のアドレスからご覧いただけます。
https://www.choshi-shoko.co.jp/pdf/guideline_houshin.pdf

● 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例(令和7年度)

千葉県内での施設新築工事や照明工事等を主業とした電気設備工事業を営む取引先企業より融資申込を受けた当組合は、当該企業の利益計上・自己資本充実度等の財務面、安定した受注状況等を鑑みて、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できること、さらに法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること等を踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資先として、経営者保証を求めず対応することといたしました。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況

	令和6年4月 ～令和6年9月末	令和6年10月 ～令和7年3月末	令和7年4月 ～令和7年9月末	令和7年10月 ～令和8年3月末
新規に無保証で融資した件数	406件	351件	390件	276件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.96%	29.07%	39.56%	31.13%
保証契約を解除した件数	43件	36件	18件	28件
事業承継時における保証徴求割合(4類型)				
①新旧両経営者から保証徴求 = $\{① / (① + ② + ③ + ④)\} \times 100$		11.32%		2.27%
②旧経営者のみから保証徴求 = $\{② / (① + ② + ③ + ④)\} \times 100$		24.53%		34.09%
③新経営者のみから保証徴求 = $\{③ / (① + ② + ③ + ④)\} \times 100$		53.77%		59.09%
④経営者からの保証徴求なし = $\{④ / (① + ② + ③ + ④)\} \times 100$		10.38%		4.55%

地域を応援する取り組み（金融仲介機能のベンチマーク～金融仲介機能の発揮状況について～）

当組合は地域金融機関として、地元中小企業をはじめ地域のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするとともに、身近な頼れる相談相手として、お客様の課題解決に努めることが最も重要な役割の一つであると位置付けております。地域の人口減少や経済縮小が懸念される中、「金融仲介機能のベンチマーク」を積極的に活用し、金融仲介機能の質を高め、さらなる地域の成長・発展に貢献できるよう業務に取り組んでまいります。

以下に当組合が活用した主なベンチマークについて記載いたします。

金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の経営理念や事業戦略等に掲げる金融仲介機能の質をさらに高め、取り組みの進捗状況や課題等を自己評価するため、金融庁が平成 28 年 9 月に策定・公表した指標です。ベンチマークには以下の種類があります。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取り組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

※各項目の定義については、当組合の基準により作成しております。

■ 共通ベンチマーク

●取引先企業の経営改善や成長力の強化

内 容	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
メイン先数	1,572 先	1,479 先
メイン先の融資額	646 億円	582 億円
経営指標等が改善した先数	294 先	303 先

●取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

内 容	令和 7 年 3 月末				令和 8 年 3 月末			
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	条変総数	好調先	順調先	不調先	条変総数	好調先	順調先	不調先
	175 先	17 先	22 先	136 先	205 先	17 先	25 先	163 先

内 容	令和 7 年 3 月末				令和 8 年 3 月末			
金融機関が関与した創業、第二創業の件数	創業件数	第二創業件数			創業件数	第二創業件数		
	156 件	1 件			46 件	1 件		

内 容	令和 7 年 3 月末						令和 8 年 3 月末					
	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,729 先	128 先	126 先	736 先	46 先	165 先	2,648 先	130 先	131 先	731 先	40 先	182 先
ライフステージ別の与信先への融資残高	984 億円	27 億円	109 億円	423 億円	17 億円	96 億円	891 億円	26 億円	109 億円	356 億円	14 億円	101 億円

※決算資料を 5 期分徴求できている先を集計対象としています。

●担保・保証依存の融資姿勢からの転換

内 容	令和 7 年 3 月末		令和 8 年 3 月末	
	先数	融資残高	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	198 先	422 億円	177 先	357 億円
全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	7.2%	42.8%	6.6%	40.1%

■ベンチマークに対応した取り組み事例



●クラウドファンディング「MOTTAINA みらい」の活用支援



●しんくみ食のビジネスマッチング展・しんくみ物産展の開催支援



●STORES等の業務サポートサービス導入支援

■ 選択ベンチマーク

●地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

内 容	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
メイン取引先数の推移	1,632 先	1,497 先
全取引先数に占める割合	59.9%	56.2%

●事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

内 容	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	200 先	177 先
うち労働生産性向上に資する対話を行っている取引先数	1 先	4 先

内 容	令和 7 年 3 月末						令和 8 年 3 月末					
	与信先数①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②	与信先数①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②
中小企業融資における無担保融資先数、及び無担保融資額の割合	2,673 先	883 億円	1,797 先	259 億円	67.2%	29.3%	2,591 先	793 億円	1,743 先	233 億円	67.2%	29.4%

内 容	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	与信先数①	無保証メイン先数②	②／①	与信先数①	無保証メイン先数②	②／①
中小企業与信先数のうち無保証のメイン取引先数の割合	2,673 先	335 先	12.5%	2,591 先	311 先	12.0%

内 容	令和 7 年 3 月末					令和 8 年 3 月末				
	融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②／①	③／①	融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②／①	③／①
中小企業融資のうち信用保証協会保証付き融資額、及び 100% 保証付き融資額の割合	984 億円	244 億円	0.5 億円	24.7%	0.05%	891 億円	231 億円	0.4 億円	25.9%	0.05%

●本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

内 容	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	全取引先数①	本業支援先数②	②／①	全取引先数①	本業支援先数②	②／①
本業支援先数及び全取引先数に占める割合	2,724 先	28 先	1.0%	2,659 先	71 先	2.6%

内 容	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	全取引先①	ソリューション提案先②	②／①	全取引先①	ソリューション提案先②	②／①
ソリューション提案先数及び全取引先数に占める割合	2,724 先	253 先	9.2%	2,659 先	169 先	6.3%
ソリューション提案先の融資残高及び全取引先融資残高に占める割合	984 億円	163 億円	16.5%	891 億円	82 億円	9.2%

●迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供

内 容	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	運転資金額①	短期融資額②	②／①	運転資金額①	短期融資額②	②／①
運転資金に占める短期融資の割合	733 億円	187 億円	25.5%	677 億円	153 億円	22.7%

●人材育成

内 容	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	研修実施回数	参加者数	資格取得者数	研修実施回数	参加者数	資格取得者数
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、研修等への参加者数、資格取得者数	15 回	152 人	4 人	17 回	382 人	3 人

●他の金融機関及び中小企業支援施策との連携

内 容	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	53 先	57 先

地域を応援する取り組み(地域の活性化に向けた取り組み・地域とのふれあい)

銚子商工は地域社会の一員として、地域のみなさまのお役にたてるよう様々な活動を行っており

ます。

地域の活性化に向けて

● 銚子市との共同提案による「脱炭素先行地域」への選定

当組合が共同提案者として協力している銚子市の脱炭素先行地域の計画提案が環境省より選定され、令和8年2月、都内にて選定証授与式が行われました。本取組は、水産エリアで再生電力を地産地消するとともに再生・省エネ設備の導入を促進し、水産業の電力コスト安定化と脱炭素化を同時に実現することで、水産業の持続可能性と地域経済の強化を目指すものです。

当組合は、今後とも脱炭素型の地域経済循環の実現、地域社会の課題解決に積極的に取り組んでまいります。



● ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定の締結



当組合は、令和8年2月、銚子市、銚子信用金庫、(株)パイウィルの4者による「ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定」を締結しました。本協定をもとにJ-クレジットをはじめとする環境価値の創出・流通や、新たなビジネスモデルの創出に4者が連携して取り組んでまいります。

当組合は、本協定による緊密な相互連携と協力のもと、地域社会の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

● 松戸市との地域経済活性化に関する包括連携協定の締結

令和7年11月、当組合は、松戸市および地方銀行、信用金庫等17機関と地域経済活性化に関する包括連携協定を締結しました。相互連携を深め、それぞれの有する資源を有効活用した活動を推進し、持続的な地域経済活性化ならびに中小企業の発展に資することを目指します。

当組合は、松戸市をはじめとした各連携機関との協力のもと、これまで以上に地域経済の活性化等に積極的に貢献してまいります。



● 4機関による出張相談会の実施

千葉県信用保証協会をはじめとする千葉県内4つの公的支援機関は連携し、金融機関や商工団体と協働して、地域の中小企業への経営支援に取り組んでおります。

当組合は、令和8年2月に、これら4機関と相談会を共催し、取引先の経営課題解決に取り組みました。

● 農業事業者向け相談会の実施

当組合は、日本政策金融公庫と地域経済の活性化に向けて、農林漁業者および中小企業者の育成・発展支援のための業務提携を行い、連携・協力関係を強化しております。取り組みの一環として、香取エリアにて農林漁業に関わる融資相談会を開催し、設備投資や人材確保等経営課題に関する相談を受け付けました。

● クラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」当組合発プロジェクト実施

「MOTTAINAI みらい」は、地域の魅力を発信するとともに、社会課題をみんなで解決する取り組みを応援する信用組合業界が運営するクラウドファンディングです。CAMPFIRE 社と業務連携し、社会課題の解決に挑戦する方々を応援します。令和7年度は、当組合より3プロジェクトがスタートしました。

当組合は、当クラウドファンディング活用支援を通じて、地域の活性化を応援しております。



金融犯罪への取り組み

電話 de 詐欺未然防止のため、お客様への注意喚起や未然防止講習会への参加、反社会的勢力排除に向けた研修会への参加等、金融犯罪からお客様とお客様の大切な財産をお守りするため、当組合は様々な取り組みを行っております。

令和7年10月、当組合は、情報の相互共有による迅速な事件捜査や被害防止に向けて、千葉県警察本部および県内の信用金庫、信用組合と「詐欺等の対策高度化のための連携協定書」を締結しました。

また、当組合職員は、地元警察署が放送するインターネットラジオに出演し、交通事故や犯罪被害防止の啓発に協力いたしました。



● 詐欺等の対策高度化のための連携協定書締結



● 銚子警察署インターネットラジオ「☆を逃がすな！」出演

地域の皆様とともに

● 社会福祉活動の応援



「しんくみピーターパンカード」は、ショッピングの利用額の一部を信用組合業界が選定したチャリティ関連団体に寄付し、子供たちの育成を支援するカードです。当組合は令和7年9月、銚子市の児童発達支援施設「スマイル銚子」および「銚子市児童発達支援センターわかば」へ、しんくみピーターパンカード寄付金を贈呈しました。

● 日本赤十字社 感謝状授与

千葉県の3信用組合が加盟する千葉県信用組合協会は、日本赤十字社の「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に賛同し、日本赤十字社千葉県支部の活動を支援しております。これらの取り組みに対し、令和7年11月、日本赤十字社社長感謝状を授与されました。



● 地域清掃活動の実施



令和7年11月に地域清掃活動「クリーンロード作戦」を実施し、町の美化に努めました。

● 銚子商工「しんくみはばたき奨学金」制度

当組合では、将来の地域社会の発展を担う人材の育成を目的とした返還不要の給付型奨学金「銚子商工『しんくみ はばたき奨学金』」制度を設けております。この奨学金は当組合の営業区域内の高等学校に在学・居住している母子家庭・父子家庭の方がご利用いただけます。

● 銚子商工の情報発信／お客様の声にお応えして

当組合は情報発信として信用組合情報誌「ボン・ビバーン」の配布、商品や店舗、イベント等のご案内を当組合ホームページ上で行っております。

また、お客様の相談・苦情等にお応えするために本部・営業店に相談窓口を設置、情報の一元管理を行い、報告処理体制を確立しております。さらに組合内にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各店舗にコンプライアンス担当者を配置、コンプライアンス体制の充実を図っております。



経理・経営内容

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計が一致しない場合があります。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和6年度	令和7年度
現 金	3,554,446	3,006,421
預 け 金	61,968,334	60,846,793
買入金銭債権	1,163	602
有 価 証 券	98,143,340	98,848,529
国 債	3,667,642	3,499,028
地 方 債	19,695,506	22,833,949
社 債	54,120,881	56,560,399
株 式	1,407,668	1,138,403
その他の証券	19,251,641	14,816,748
貸 出 金	131,314,058	121,060,814
割 引 手 形	151,986	67,167
手 形 貸 付	11,712,515	9,764,335
証 書 貸 付	111,529,427	103,897,368
当 座 貸 越	7,920,128	7,331,943
そ の 他 資 産	1,887,291	2,376,490
未決済為替貸	37,338	23,290
全信組連出資金	1,138,700	1,138,700
未 収 収 益	300,332	452,682
その他の資産	410,920	761,817
有形固定資産	4,146,647	3,879,312
建 物	1,964,409	1,850,188
土 地	1,933,991	1,740,501
建設仮勘定	—	63,284
その他の有形固定資産	248,247	225,337
無形固定資産	29,132	26,123
ソフトウェア	13,427	10,554
その他の無形固定資産	15,704	15,569
前払年金費用	—	190,339
繰延税金資産	252,000	298,000
債務保証見返	152,575	146,276
貸 倒 引 当 金	△ 1,047,574	△ 4,370,618
(うち個別貸倒引当金)	(△ 878,498)	(△ 3,554,889)
資産の部合計	300,401,416	286,309,084

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	282,993,321	278,528,511
当 座 預 金	1,754,100	1,373,915
普 通 預 金	129,226,124	127,190,400
通 知 預 金	308,318	362,475
定 期 預 金	142,514,950	141,052,201
定 期 積 金	8,074,365	7,731,881
その他の預金	1,115,462	817,637
借 用 金	8,800,000	1,700,000
当 座 借 越	8,800,000	1,700,000
そ の 他 負 債	616,224	647,353
未決済為替借	59,161	51,616
未 払 費 用	151,440	337,801
給付補填備金	2,191	4,628
未払法人税等	24,985	2,290
前 受 収 益	102,530	104,890
払戻未済金	471	1,593
その他の負債	275,445	144,533
賞 与 引 当 金	113,159	94,997
役員賞与引当金	2,600	—
退職給付引当金	5,094	—
役員退職慰労引当金	51,160	35,730
睡眠預金払戻損失引当金	69,390	70,063
偶発損失引当金	25,944	26,630
債 務 保 証	152,575	146,276
負債の部合計	292,829,468	281,249,562
(純資産の部)		
出 資 金	875,173	873,580
普通出資金	875,173	873,580
利 益 剰 余 金	11,410,610	7,361,816
利益準備金	874,656	875,173
その他利益剰余金	10,535,954	6,486,643
特別積立金	10,110,000	10,210,000
(諸償却準備積立金)	(6,400,000)	(6,500,000)
当期末処分剰余金	425,954	△ 3,723,356
組合員勘定合計	12,285,783	8,235,396
その他有価証券評価差額金	△ 4,713,836	△ 3,175,874
評価・換算差額等合計	△ 4,713,836	△ 3,175,874
純資産の部合計	7,571,947	5,059,521
負債及び純資産の部合計	300,401,416	286,309,084

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,822,170	4,331,702
資金運用収益	3,164,613	3,734,991
貸 出 金 利 息	2,169,835	2,404,033
預 け 金 利 息	124,624	269,150
有価証券利息配当金	820,996	1,023,607
その他の受入利息	49,156	38,200
役務取引等収益	234,841	221,525
受入為替手数料	68,205	67,643
その他の役務収益	166,635	153,881
その他業務収益	262,200	47,001
国債等債券売却益	239,170	32,883
国債等債券償還益	1,079	447
その他の業務収益	21,950	13,669
その他経常収益	160,515	328,185
償却債権取立益	14,416	20,611
株式等売却益	145,927	306,538
その他の経常収益	171	1,035
経 常 費 用	3,617,612	8,327,497
資金調達費用	178,205	588,534
預 金 利 息	175,061	583,657
給付補填備金繰入額	1,465	4,795
借 用 金 利 息	1,678	81
役務取引等費用	206,395	211,780
支払為替手数料	28,697	28,768
その他の役務費用	177,698	183,011
その他業務費用	79,927	1,339,749
国債等債券売却損	28,048	1,339,362
国債等債券償還損	51,517	—
その他の業務費用	361	386
経 費	2,630,271	2,454,493
人 件 費	1,586,420	1,478,593
物 件 費	934,534	867,826
税 金	109,316	108,073
その他経常費用	522,812	3,732,940
貸倒引当金繰入額	89,130	3,439,018
貸 出 金 償 却	391,144	227,939
株式等売却損	840	20,107
株 式 等 償 却	7,392	368
その他の経常費用	34,305	45,507
経 常 利 益	204,558	△ 3,995,794

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 収 益	—	187,650
その他の特別利益	—	187,650
特 別 損 失	74,913	258,116
固定資産処分損	17,574	33,323
減 損 損 失	57,339	224,793
税引前当期純利益	129,645	△ 4,066,261
法人税、住民税及び事業税	66,135	2,290
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,000	△ 46,000
法 人 税 等 合 計	61,135	△ 43,710
当 期 純 利 益	68,509	△ 4,022,551
繰越金(当期首残高)	357,445	299,195
当期末処分剰余金	425,954	△ 3,723,356

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純損失 △4,596円31銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、217,861千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額
千葉県内	事業用不動産（営業用店舗4か所）	土地・建物	206,597千円
//	所有不動産	土地・建物	18,196千円
合計			224,793千円
当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの単位としており、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であり、主要な資産については固定資産税評価価額等を合理的に調整した価額から、処分費用見込額を控除し算定しております。			
6. その他の特別利益の内容は、以下のとおりであります。			
退職給付に係る負債の戻入益			168,470千円
役員退職慰労引当金取崩額			19,180千円
計			187,650千円

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	425,954	△ 3,723,356
特別積立金取崩額	—	3,900,000
(諸償却準備積立金取崩額)	—	(3,900,000)
計	425,954	176,643
これを次のとおり処分いたしました。		
利 益 準 備 金	517	—
出資に対する配当金	26,242 (年3.0%の割合)	26,207 (年3.0%の割合)
特 別 積 立 金	100,000	—
(諸償却準備積立金)	(100,000)	—
計	126,759	26,207
繰越金(当期末残高)	299,195	150,436

(注)「諸償却準備積立金取崩額」には、目的外取崩しが含まれております。

貸借対照表の注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～47年 |
| その他 | 5年～8年 |
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定し、営業店・融資部が資産査定を実施し、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店・融資部が資産査定を実施し、融資部信用リスク管理課が査定結果を検証しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,464百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 当事業年度は、役員賞与引当金を計上しておりません。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当事業年度末に退職給付に係る負債の計算方法を原則法から簡便法に変更しております。
- また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型立型企业年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|--|-------------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | <u>207,181百万円</u> |
| 差引額 | 35,953百万円 |
| (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） | |
| | 1.554% |
| (3) 補足説明 | |
| 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。 | |
| なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。 | |
| 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 | |
| 10. 睡眠借金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積み、必要と認める額を計上しております。 | |
| 11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。 | |
| 12. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。 | |
| 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 | |
| 13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によりしております。ただし、有形固 | |

- 定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
- 貸倒引当金 4,370百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 有形固定資産 3,879百万円 無形固定資産 26百万円
- 固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 繰延税金資産 298百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
15. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、融資審査規程、管理債権審査規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会、企業再生支援委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、金利リスク管理に関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記し、運用方針に基づき、ALM委員会や常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会における協議に基づき、常勤役員会の監督の下、行われております。また市場運用商品の購入を行っており、信用情報や時価の把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会、常勤役員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、3,540百万円減少するものと把握しております。
- また、有価証券のうち債券については、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合の時価との変動額を管理しており、当事業年度末現在、297百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
16. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
- また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目については注記を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（＊1）	60,846	60,974	127
(2) 有価証券（＊2）	98,601	97,124	△1,477
満期保有目的の債券	32,493	31,015	△1,477
その他有価証券	66,108	66,108	－
(3) 貸出金（＊1）	121,060		
貸倒引当金（＊2）	△4,370		
	116,690	115,206	△1,483
金融資産計	276,138	273,305	△2,833
(1) 預金積金（＊1）	278,528	278,658	△129
(2) 借入金（＊1）	1,700	1,700	－
金融負債計	280,228	280,358	△129

- (＊1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24・3項及び第24・9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17.から22.に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 貸出金のうち、固定金利によるものは、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。
- 定期預金・定期積金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 定期預金・定期積金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた価額を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 借入金
- 借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	235
全信組連出資金（＊1）	1,138
組合出資金（＊2）	11
合計	1,385

- (＊1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24・16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下22.まで同様であります。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	400	401	1
その他	－	－	－
小計	400	401	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	1,494	1,463	△30
地方債	5,809	5,391	△418
社債	22,789	21,876	△912
その他	2,000	1,882	△117
小計	32,093	30,614	△1,478
合計	32,493	31,015	△1,477

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	603	529	73
債券	200	200	0
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	200	200	0
その他	5,304	4,941	363
小計	6,108	5,671	437

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】				(単位:百万円)
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
株 式	299	321	△22	
債 券	52,200	54,559	△2,359	
国 債	2,004	2,577	△573	
地 方 債	17,024	17,579	△555	
社 債	33,171	34,401	△1,230	
そ の 他	7,500	8,732	△1,232	
小 計	59,999	63,613	△3,613	
合 計	66,108	69,284	△3,175	

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | | | |
|----------|--------|----------|
| 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
| 7,854百万円 | 339百万円 | 1,359百万円 |
20. 当事業年度中に満期保有目的の債券の保有目的は変更致しておりません。
21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	6,467	56,779	14,533	5,112
国 債	－	1,494	884	1,119
地方債	1,386	14,967	5,691	788
社 債	5,081	40,318	7,957	3,203
そ の 他	850	2,848	3,135	－
合 計	7,318	59,627	17,669	5,112

22. 減損処理を行ったその他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)はありません。
23. 金銭の信託の保有はありません。
24. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)および消費寄託契約により貸し付けている有価証券はありません。
25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,731百万円 |
| 危険債権額 | 9,735百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 23百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 19百万円 |
| 合計額 | 11,510百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、67百万円であります。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,598百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが40,590百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
28. 有形固定資産の減価償却累計額 4,351百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,884
その他有価証券評価差額金	900
税務上の繰越欠損金(注1)	150
減価償却超過額	62
賞与引当金	26
固定資産の減損損失	140
その他	46
繰延税金資産小計	3,211
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△64
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,795
評価性引当額小計(注2)	△2,859
繰延税金資産合計	352
繰延税金負債	
前払年金費用	53
繰延税金負債合計	53
繰延税金資産の純額	298

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	150	150百万円
評価性引当額	－	－	－	－	64	64百万円
繰延税金資産	－	－	－	－	85	(b) 85百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金150百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産85百万円を計上しております。この繰延税金資産85百万円は、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しております。
- (注2) 評価性引当額の主な増減内容は、以下のとおりであります。
- | | | | | |
|----|--------------|----------|-----------|-------|
| 増加 | 貸倒引当金 | 1,016百万円 | 固定資産の減損損失 | 55百万円 |
| 減少 | その他有価証券評価差額金 | 437百万円 | | |
30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預 け 金 | 10,000百万円 |
| | 有価証券 | 1,700百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借 用 金 | 1,700百万円 |
- 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行入庫代代理店取引のために預け金10,100百万円を担保として提供しております。
31. 出資1口当たりの純資産額 5,791円71銭

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「千葉第一監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日
銚子商工信用組合
理事長 加瀬 隆



経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等				(単位:千円)
科 目	令和6年度	令和7年度		
資金運用収益	3,164,613	3,734,991		
	資金調達費用	178,205	588,534	
資金運用収支	2,986,407	3,146,457		
役務取引等収益	234,841	221,525		
	役務取引等費用	206,395	211,780	
役務取引等収支	28,445	9,744		
その他業務収益	262,200	47,001		
	その他業務費用	79,927	1,339,749	
その他の業務収支	182,272	△1,292,747		
業務粗利益	3,197,126	1,863,453		
業務粗利益率	1.07%	0.63%		
業務純益	744,689	△1,232,341		
実質業務純益	582,365	△585,689		
コア業務純益	421,680	720,341		
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	421,680	701,471		

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度0千円、令和7年度0千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳				(単位:千円)
項 目	令和6年度	令和7年度		
人 件 費	1,586,420	1,478,593		
	報酬給料手当	1,301,050	1,235,776	
	退職給付費用	75,039	58,001	
	その他	210,330	184,815	
物 件 費	934,534	867,826		
	事務費	393,396	375,995	
	固定資産費	184,201	155,357	
	事業費	77,478	68,420	
	人事厚生費	20,195	20,914	
	減価償却費	217,422	205,186	
そ の 他	41,840	41,952		
	税金	109,316	108,073	
経 費 合 計	2,630,271	2,454,493		

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等					
科 目	年度	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)	
資金運用勘	令和6年度	297,262	3,164,613	1.06	
	令和7年度	295,115	3,734,991	1.26	
うち貸出金	令和6年度	129,878	2,169,835	1.67	
	令和7年度	126,184	2,404,033	1.90	
うち預け金	令和6年度	63,859	124,624	0.19	
	令和7年度	65,049	269,150	0.41	
うち有価証券	令和6年度	102,385	820,996	0.80	
	令和7年度	102,740	1,023,607	0.99	
資金調達勘	令和6年度	291,700	178,205	0.06	
	令和7年度	290,051	588,534	0.20	
うち預金積金	令和6年度	289,881	176,526	0.06	
	令和7年度	288,632	588,452	0.20	
うち譲渡性預金	令和6年度	－	－	－	
	令和7年度	－	－	－	
うち借入金	令和6年度	1,818	1,678	0.09	
	令和7年度	1,418	81	0.00	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度53百万円、令和7年度33百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度0百万円、令和7年度0百万円)及び利息(令和6年度0千円、令和7年度0千円、)を、それぞれ控除して表示しております。

役務取引の状況			(単位:千円)
科 目	令和6年度	令和7年度	
役務取引等収益	234,841	221,525	
	受入為替手数料	68,205	67,643
	その他の受入手数料	166,413	153,693
	その他の役務取引等収益	221	188
役務取引等費用	206,395	211,780	
支払為替手数料	28,697	28,768	
	その他の支払手数料	7,138	8,726
	その他の役務取引等費用	170,560	174,285

組合員の推移			(単位:人)
区 分	令和6年度	令和7年度	
個 人	35,071	34,840	
法 人	3,403	3,413	
合 計	38,474	38,253	

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	239	32
国債等債券償還益	1	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	21	13
その他業務収益合計	262	47

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	256,080	570,378
支払利息の増減	145,594	410,329

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.06	△ 1.32
総資産当期純利益率	0.02	△ 1.32

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(a)	1.06	1.26
資金調達原価率(b)	0.95	1.04
総資金利鞘(a-b)	0.11	0.22

(注) 1. 資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 資金調達原価率= $\frac{\text{(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費)}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	46.40	43.46
	(期中平均)	44.80	43.71

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 証 率	(期 末)	34.68	35.48
	(期中平均)	35.31	35.59

(注) 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
1店舗当りの預金残高	14,894	15,473
1店舗当りの貸出金残高	6,911	6,725

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
職員1人当りの預金残高	1,334	1,421
職員1人当りの貸出金残高	619	617

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	137,133	47.30	136,203	47.18
定期性預金	152,747	52.69	152,428	52.81
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	289,881	100.00	288,632	100.00

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	142,447	140,964
変動金利定期預金	29	26
その他の定期預金	37	61
合 計	142,514	141,052

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
財 形 貯 蓄 残 高	48	46

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	235,292	83.14	232,281	83.39
法 人	47,700	16.85	46,246	16.60
一般法人	43,534	15.38	41,778	14.99
金融機関	408	0.14	227	0.08
公 金	3,758	1.32	4,240	1.52
合 計	282,993	100.00	278,528	100.00

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	201	0.15	130	0.10
手形貸付	11,406	8.78	10,469	8.29
証書貸付	110,627	85.17	108,366	85.87
当座貸越	7,642	5.88	7,218	5.72
合 計	129,878	100.00	126,184	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固定金利貸出	62,532	57,421
変動金利貸出	68,781	63,638
合 計	131,314	121,060

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	73,385	55.88	67,708	55.92
設備資金	57,928	44.11	53,352	44.07
合 計	131,314	100.00	121,060	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,022	16.93	3,174	18.10
住宅ローン	14,824	83.06	14,354	81.89
合 計	17,846	100.00	17,529	100.00

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	15,155	11.5	11,947	9.9
農 業、林 業	3,949	3.0	3,914	3.2
漁 業	267	0.2	316	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	97	0.1	77	0.1
建 設 業	13,974	10.6	12,993	10.7
電気、ガス、熱供給、水道業	150	0.1	129	0.1
情 報 通 信 業	65	0.0	49	0.0
運輸業、郵便業	4,567	3.5	4,345	3.6
卸売業、小売業	12,198	9.3	11,337	9.4
金融業、保険業	9,569	7.3	9,555	7.9
不 動 産 業	17,061	13.0	15,449	12.8
物 品 賃 貸 業	270	0.2	253	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	462	0.4	406	0.3
宿 泊 業	960	0.7	954	0.8
飲 食 業	1,639	1.2	1,490	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	831	0.6	761	0.6
教育、学習支援業	228	0.2	112	0.1
医 療、福 祉	1,667	1.3	1,566	1.3
その他のサービス	8,625	6.6	7,744	6.4
その他の産業	1,588	1.2	1,521	1.3
小 計	93,332	71.1	84,926	70.2
国・地方公共団体等	12,223	9.3	11,632	9.6
個人(住宅・消費・相続資金等)	25,757	19.6	24,502	20.2
合 計	131,314	100.0	121,060	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	4,080	3.98	4,075	3.96
地 方 債	19,996	19.53	22,668	22.06
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	55,487	54.19	57,569	56.03
株 式	1,005	0.98	1,255	1.22
外 国 証 券	3,019	2.95	2,869	2.79
その他の証券	18,795	18.35	14,302	13.92
合 計	102,385	100.00	102,740	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度	513	0.39	44
	令和7年度	450	0.37	42
有 価 証 券	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
動 産	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
不 動 産	令和6年度	47,877	36.46	—
	令和7年度	43,558	35.98	—
そ の 他	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
小 計	令和6年度	48,391	36.85	44
	令和7年度	44,009	36.35	42
信用保証協会・信用保険	令和6年度	24,400	18.58	—
	令和7年度	23,129	19.10	—
保 証	令和6年度	27,740	21.12	107
	令和7年度	25,648	21.18	103
信 用	令和6年度	30,781	23.44	—
	令和7年度	28,274	23.35	—
合 計	令和6年度	131,314	100.00	152
	令和7年度	121,060	100.00	146

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	169	△ 162	815	646
個別貸倒引当金	878	△ 54	3,554	2,676
貸倒引当金合計	1,047	△ 216	4,370	3,323

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	391	227

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,742	1,540	201	100.00	100.00
	令和7年度	1,731	1,456	275	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	5,343	3,452	676	77.28	35.78
	令和7年度	9,735	5,631	3,278	91.52	79.89
要 管 理 債 権	令和6年度	199	132	11	72.05	17.18
	令和7年度	43	26	4	72.64	29.72
三月以上延滞債権	令和6年度	18	15	1	92.43	43.38
	令和7年度	23	14	2	73.76	30.60
貸出条件緩和債権	令和6年度	181	116	10	70.02	16.20
	令和7年度	19	11	2	71.25	28.69
小 計	令和6年度	7,285	5,125	890	82.57	41.21
	令和7年度	11,510	7,113	3,559	92.72	80.96
正 常 債 権	令和6年度	124,257				
	令和7年度	109,775				
合 計	令和6年度	131,543				
	令和7年度	121,286				

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10.金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	令和6年度	—	1,491	—	2,176	—
	令和7年度	—	1,494	884	1,119	—
地 方 債	令和6年度	248	16,352	2,202	892	—
	令和7年度	1,386	14,967	5,691	788	—
短期社債	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
社 債	令和6年度	6,883	37,329	5,731	4,175	—
	令和7年度	5,081	40,318	7,957	3,203	—
株 式	令和6年度	—	—	—	—	1,407
	令和7年度	—	—	—	—	1,138
外国証券	令和6年度	300	1,389	1,271	—	—
	令和7年度	600	788	1,261	—	—
その他の証券	令和6年度	1,556	7,035	277	—	7,421
	令和7年度	250	2,059	1,874	—	7,982
合 計	令和6年度	8,989	63,598	9,483	7,244	8,828
	令和7年度	7,318	59,627	17,669	5,112	9,120

(注)「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

● 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	200	201	1	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,200	1,204	4	400	401	1
	そ の 他	100	100	0	—	—	—
	小 計	1,500	1,506	6	400	401	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,491	1,465	△ 25	1,494	1,463	△ 30
	地 方 債	2,114	2,015	△ 99	5,809	5,391	△ 418
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,589	13,235	△ 353	22,789	21,876	△ 912
	そ の 他	2,200	2,098	△ 101	2,000	1,882	△ 117
	小 計	19,395	18,815	△ 580	32,093	30,614	△ 1,478
合 計		20,895	20,321	△ 573	32,493	31,015	△ 1,477

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

● その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	466	437	28	603	529	73
	債 券	401	400	1	200	200	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	401	400	1	200	200	0
	そ の 他	2,944	2,732	211	5,304	4,941	363
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	3,811	3,570	241	6,108	5,671	437
	株 式	705	792	△ 87	299	321	△ 22
	債 券	58,487	60,572	△ 2,085	52,200	54,559	△ 2,359
	国 債	2,176	2,585	△ 409	2,004	2,577	△ 573
	地 方 債	17,380	17,885	△ 504	17,024	17,579	△ 555
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	38,930	40,101	△ 1,171	33,171	34,401	△ 1,230
	そ の 他	13,994	16,775	△ 2,781	7,500	8,732	△ 1,232
	小 計	73,186	78,141	△ 4,954	59,999	63,613	△ 3,613
合 計		76,998	81,712	△ 4,713	66,108	69,284	△ 3,175

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

● 売買目的有価証券

該当事項なし

● 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	235	235
全 信 組 連 出 資 金	1,138	1,138
組 合 出 資 金	13	11
合 計	1,387	1,385

(注) 1. 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1,286	1,220
独立行政法人住宅金融支援機構	993	862
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	6	5
そ の 他	3	—
合 計	2,290	2,088

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国 債	909	1,022

金銭の信託

該当事項なし

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	178,772	180,093	179,408	177,175
	他の金融機関から	384,130	211,385	380,277	222,930
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	1	0	1	0

オフバランス取引の状況

該当事項なし

デリバティブ取引

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

当組合の子会社

当組合の子会社

該当事項なし

経営内容（自己資本の充実の状況等）

自己資本の構成に関する開示事項 (単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	12,259,541	8,209,189
うち、出資金及び資本剰余金の額	875,173	873,580
うち、利益剰余金の額	11,410,610	7,361,816
うち、外部流出予定額(△)	26,242	26,207
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	195,020	842,358
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	195,020	842,358
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,454,561	9,051,548
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21,074	18,712
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21,074	18,712
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	85,961
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	136,340
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21,074	241,014
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,433,487	8,810,534
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	126,261,253	119,749,390
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,173,200	5,789,725
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	131,434,453	125,539,116
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.45%	7.01%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項 (単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	126,261	5,050	119,749	4,789
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	124,900	4,996	118,770	4,750
(i) ソブリン向け	1,659	66	1,651	66
(ii) 金融機関向け	15,599	623	15,242	609
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,371	54	1,361	54
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	50,401	2,016	44,584	1,783
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	21,410	856	18,062	722
トランザクター向け	179	7	130	5
(vi) 不動産関連向け	10,884	435	10,456	418
自己居住用不動産等向け	4,929	197	5,056	202
賃貸用不動産向け	2,700	108	2,509	100
事業用不動産関連向け	3,002	120	2,645	105
その他不動産関連向け	251	10	244	9
A D C 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	4,199	167	4,499	179
(viii) 延滞等向け	4,379	175	4,801	192
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	152	6	214	8
(x) 株式等	9,172	366	11,580	463
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,138	45	1,525	61
(ix) その他	5,902	236	6,152	246
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,246	49	866	34
ルック・スルー方式	1,246	49	866	34
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	114	4	112	4
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,173	206	5,789	231
BI	3,448		3,859	
BIC	413		463	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,434	5,257	125,539	5,021

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容（自己資本の充実の状況等）

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	293,424	287,308	132,361	122,048	79,568	85,252	—	—	81,494	80,008	4,650	8,109
国 外	3,014	2,709	—	—	3,014	2,709	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	296,438	290,017	132,361	122,048	82,582	87,961	—	—	81,494	80,008	4,650	8,109
製 造 業	33,792	31,607	15,390	12,127	17,493	18,994	—	—	908	485	1,043	1,552
農 業 、 林 業	4,340	4,282	4,340	4,282	—	—	—	—	—	—	82	122
漁 業	278	339	278	339	—	—	—	—	—	—	101	99
鉱業、採石業、砂利採取業	108	88	108	88	—	—	—	—	—	—	16	17
建 設 業	16,635	15,410	14,635	13,610	2,000	1,800	—	—	—	—	237	954
電気、ガス、熱供給、水道業	9,102	8,876	196	176	8,799	8,699	—	—	106	0	—	—
情 報 通 信 業	3,415	3,220	65	49	3,300	3,000	—	—	50	171	3	2
運輸業、郵便業	9,723	10,178	4,736	4,534	4,903	5,500	—	—	83	144	628	1,490
卸売業、小売業	15,354	15,491	12,639	11,776	2,699	3,699	—	—	15	15	281	1,287
金融業、保険業	84,956	84,219	9,910	9,896	11,409	11,805	—	—	63,636	62,516	—	—
不 動 産 業	20,262	18,509	17,209	15,596	3,000	2,900	—	—	52	12	780	743
物 品 賃 貸 業	272	253	272	253	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	831	674	531	474	300	200	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	961	954	961	954	—	—	—	—	—	—	359	355
飲 食 業	2,346	2,385	2,046	1,885	300	500	—	—	—	—	128	130
生活関連サービス業、娯楽業	1,148	969	948	869	200	100	—	—	—	—	153	171
教育、学習支援業	228	112	228	112	—	—	—	—	—	—	0	3
医 療 、 福 祉	1,669	1,566	1,669	1,566	—	—	—	—	—	—	—	9
その他のサービス	9,413	8,557	9,413	8,557	—	—	—	—	0	0	258	267
そ の 他 の 産 業	1,588	1,521	1,588	1,521	—	—	—	—	—	—	—	97
国・地方公共団体等	40,416	42,412	12,235	11,651	28,176	30,760	—	—	3	0	—	—
個 人	22,953	21,725	22,953	21,725	—	—	—	—	—	—	574	805
そ の 他	16,636	16,662	—	—	—	—	—	—	16,636	16,662	0	—
業 種 別 合 計	296,438	290,017	132,361	122,048	82,582	87,961	—	—	81,494	80,008	4,650	8,109
1 年 以 下	66,382	88,220	27,114	23,832	7,449	7,100	—	—	31,817	57,287		
1 年 超 3 年 以 下	59,987	42,843	7,874	8,537	26,252	31,546	—	—	25,860	2,759		
3 年 超 5 年 以 下	44,652	42,890	13,047	15,197	31,593	27,399	—	—	11	293		
5 年 超 7 年 以 下	20,903	16,335	16,432	11,540	4,194	4,795	—	—	275	—		
7 年 超 10 年 以 下	26,342	30,494	21,108	19,103	5,225	11,382	—	—	8	8		
1 0 年 超	54,213	49,176	46,347	43,439	7,865	5,737	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	23,956	20,056	436	397	—	—	—	—	23,520	19,659		
残存期間別合計	296,438	290,017	132,361	122,048	82,582	87,961	—	—	81,494	80,008		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.35「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

なお当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.35「貸倒引当金の内訳」には当該引当金の金額は含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	260	312	312	645	260	312	312	645	216	204
農 業 、 林 業	6	6	6	61	6	6	6	61	3	—
漁 業	24	12	12	91	24	12	12	91	7	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	1	2	—	1	1	2	—	—
建 設 業	23	29	29	738	23	29	29	738	49	22
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	0	0	0	—	0	0	0	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	223	217	217	919	223	217	217	919	—	—
卸売業、小売業	89	69	69	622	89	69	69	622	42	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	108	34	34	36	108	34	34	36	67	0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	117	114	114	213	117	114	114	213	—	—
飲 食 業	19	20	20	23	19	20	20	23	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	15	12	12	17	15	12	12	17	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—
医 療 、 福 祉	3	—	—	1	3	—	—	1	—	—
その他のサービス	13	18	18	57	13	18	18	57	4	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	85	—	—	—	85	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	24	27	27	35	24	27	27	35	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	932	878	878	3,554	932	878	878	3,554	391	227

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,554	—	3,554	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,076	—	4,076	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	32,436	3	32,436	3	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,699	—	1,699	—	159	9%
我が国の政府関係機関向け	1,299	—	1,299	—	119	9%
地方三公社向け	899	—	899	—	60	7%
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	77,282	1,651	77,282	251	15,599	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,905	—	4,905	—	1,371	28%
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	80,429	2,190	80,424	103	50,401	63%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	28,530	39,857	28,024	530	21,410	75%
トランザクター向け	—	7,145	—	399	179	45%
不動産関連向け	18,310	—	18,310	—	10,884	59%
自己居住用不動産等向け	11,210	—	11,210	—	4,929	44%
賃貸用不動産向け	3,483	—	3,483	—	2,700	78%
事業用不動産関連向け	3,196	—	3,196	—	3,002	94%
その他不動産関連向け	419	—	419	—	251	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,199	—	4,199	—	4,199	100%
延滞エクスポージャー(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,672	—	3,670	—	4,379	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	234	—	234	—	152	65%
取立未済手形	37	—	37	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	22,283	—	22,283	—	1,319	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	9,172	—	9,172	—	9,172	100%
合計					117,866	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	3,006	—	3,006	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,072	—	4,072	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	35,040	0	35,040	0	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,399	—	1,399	—	129	9%
我が国の政府関係機関向け	1,199	—	1,199	—	109	9%
地方三公社向け	699	—	699	—	60	9%
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	75,968	1,646	75,968	246	15,242	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,905	—	4,905	—	1,361	28%
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	76,078	2,362	76,078	82	44,584	59%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,851	38,437	24,412	476	18,062	73%
トランザクター向け	—	6,782	—	366	130	36%
不動産関連向け	18,253	0	18,253	—	10,456	57%
自己居住用不動産等向け	11,559	—	11,559	—	5,056	44%
賃貸用不動産向け	3,283	—	3,283	—	2,509	76%
事業用不動産関連向け	2,705	—	2,705	—	2,645	98%
その他不動産関連向け	704	—	704	—	244	35%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,599	—	3,599	—	4,499	125%
延滞エクスポージャー(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,629	8	4,617	8	4,801	104%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	333	—	333	—	214	64%
取立未済手形	23	—	23	—	4	20%
信用保証協会等による保証付	20,575	—	20,575	—	1,351	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	8,907	—	8,907	—	11,580	130%
合計					111,097	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バラン
スの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%
	令和6年度											
現金	3,554	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,076	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	32,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	1,599	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	1,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	599	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,000	—	—	64,930	—	7,728	—	—	—	400	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,601	—	3,004	—	—	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	300	—	11,698	—	—	—	—	—	32,292	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	6	—	170	—	—	—	—	399	3,693	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	399	—	—	—
不動産関連向け	—	19	—	591	266	718	278	335	836	7,934	516	2,734
自己居住用不動産等向け	—	19	—	591	266	535	—	335	—	7,934	—	1,527
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	183	278	—	836	—	97	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,206
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	419	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	1	—	2	—	—	—	—	—	660	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	10	—	—	—	—	—	—	—	145	—	—
取立未済手形	—	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	9,087	13,195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	53,959	16,332	—	77,731	266	8,446	278	335	1,235	45,127	516	2,734

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	75%	85%	90%	100%	105%	110%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度											
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,554
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,076
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32,440
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,699
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,299
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	899
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	475	—	—	—	77,534
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,905
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	400	28,339	—	7,496	—	—	—	—	—	—	—	80,527
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,742	—	—	4,541	—	—	—	—	—	—	—	28,554
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399
不動産関連向け	290	—	373	—	1,781	1,506	—	126	—	—	—	18,310
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,210
賃貸用不動産向け	290	—	—	—	1,781	—	—	16	—	—	—	3,483
事業用不動産関連向け	—	—	373	—	—	1,506	—	110	—	—	—	3,196
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	419
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	4,199	—	—	—	4,199
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	919	—	—	—	2,085	—	—	—	3,670
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	78	—	—	—	—	—	—	—	234
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,283
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	9,172	—	—	9,172
合計	20,433	28,339	373	13,036	1,781	1,506	—	6,888	9,172	—	—	288,495

経営内容（自己資本の充実の状況等）

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%
	令和7年度											
現金	3,006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,072	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	35,040	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	1,299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	1,099	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	399	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,000	—	—	64,839	—	7,075	—	—	—	300	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,701	—	2,904	—	—	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	300	—	14,396	—	—	—	—	—	32,597	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	3	—	1,147	—	—	—	—	—	3,337	—	—
トランザクター向け	—	—	—	135	—	—	—	—	—	230	—	—
不動産関連向け	297	11	—	626	163	699	180	374	810	8,536	571	2,337
自己居住用不動産等向け	—	11	—	626	163	521	—	374	—	8,499	—	1,332
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	178	180	—	810	37	165	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,004
その他不動産関連向け	297	—	—	—	—	—	—	—	—	—	406	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	47	—	—	—	—	—	1,617	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	8	—	—	—	—	—	—	—	223	—	—
取立未済手形	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	7,061	13,514	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	54,078	16,238	—	81,380	163	7,775	180	374	810	46,613	571	2,337

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	75%	85%	90%	100%	105%	110%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度											
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,006
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,072
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,040
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,399
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,199
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	699
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,214
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,905
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	997	21,609	—	6,260	—	—	—	—	—	—	—	76,161
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,893	—	—	3,505	—	—	—	—	—	—	—	24,888
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	366
不動産関連向け	376	—	359	—	1,551	983	—	373	—	—	—	18,253
自己居住用不動産等向け	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,559
賃貸用不動産向け	344	—	—	—	1,551	—	—	15	—	—	—	3,283
事業用不動産関連向け	—	—	359	—	—	983	—	358	—	—	—	2,705
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	704
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	3,599	—	—	—	3,599
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	918	—	—	—	2,042	—	—	—	4,626
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	101	—	—	—	—	—	—	—	333
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,575
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	8,907	—	—	8,907
合計	18,267	21,609	359	10,786	1,551	983	—	6,016	8,907	—	—	279,003

経営内容（自己資本の充実の状況等）

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	令和6年度			
40%未満	156,758	3	100.0	156,762
40%～70%	49,550	7,145	0.0	49,949
75%	20,795	32,329	0.0	20,433
80%	—	—	—	—
85%	28,286	1,080	0.0	28,339
90%～100%	13,377	3,145	53.0	13,661
105%～130%	3,287	—	—	3,287
150%	6,890	—	—	6,888
250%	9,172	—	—	9,172
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	288,119	43,704	3.8	288,495

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	令和7年度			
40%未満	159,425	3,087	53.3	159,815
40%～70%	50,432	5,865	0.0	50,707
75%	18,646	30,883	0.0	18,267
80%	—	—	—	—
85%	21,569	1,099	0.0	21,609
90%～100%	11,104	1,511	1.0	11,145
105%～130%	2,534	—	—	2,534
150%	6,020	7	0.0	6,016
250%	8,907	—	—	8,907
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	278,640	42,454	3.9	279,003

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,959	1,893	12,639	13,708	—	—
①ソ ブ リ ン 向 け	—	—	799	599	—	—
②金 融 機 関 向 け	1,400	1,400	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カ バ ー ド ・ ボ ン ド	—	—	—	—	—	—
④法 人 等 向 け	5	—	—	—	—	—
⑤中 堅 中 小 企 業 ・ 個 人 向 け	551	481	3,870	4,489	—	—
⑥不 動 産 関 連 向 け	—	—	7,647	8,161	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	7,647	8,123	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—	37	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—	—	—	—
そ の 他 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—	—	—	—
A D C 向 け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑧延 滞 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	2	11	165	225	—	—
⑨自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け エクスポージャーに係る延滞	—	—	155	232	—	—
⑩株 式 等	—	—	—	—	—	—
⑪そ の 他	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているものであり、当組合自らが行う当該取引はありません。

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	3
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
①派生商品取引合計	318	313	318	313
(i) 外国為替関連取引	272	268	272	268
(ii) 金利関連取引	45	45	45	45
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	318	313	318	313

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5,103	5,103	5,120	5,120
非 上 場 株 式 等	4,877	3,489	5,150	3,764
合 計	9,980	8,592	10,271	8,885

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	381	339
売 却 損	3	20
償 却	7	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 343	213

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)		
	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,824	4,861
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

● IRRBB1：金利リスク (単位：百万円)					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,540	4,309	320	509
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,540	4,309	320	509
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,810		12,433	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等はP56「金利リスクの算定手法の概要」に記載しております。

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	配当率又は利率
銚子商工信用組合	普通出資	873百万円	年3.0%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な定義や基本方針、クレジットポリシー、ポートフォリオ管理を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施、SKC 信用リスク管理システム導入により取引先の財務状況・業況を把握し、適切な審査を行っております。これら信用リスク管理の状況については、ALM 委員会やリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- S&P グローバル・レーティング（S&P）

●貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証（人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等）があり、その手続きについては、当組合が定める「事務規程」「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、証書貸付、割引手形、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、当組合が定める「事務規程」や約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として民間保証、政府関係機関保証、クレジット・デリバティブ取引として株式会社日本政策金融公庫との提携による CDS（クレジット・デリバティブ・スワップ）、貸出金と自組合預金の相殺として日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への有価証券担保差し入れ」と「全信組連からの借入金」が該当いたします。そのうち民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクは個社やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引は保有する仕組債や投資信託に内包されているものであり、当組合自らが行う該当取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当取引はありません。

CVA リスクに関する事項

●CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額の算出に使用する手法として「簡便法」を採用しております。算出対象は適格中央清算機関等以外のものを取引相手方とする派生商品取引です。

●CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等によって影響を受けます。当組合は自己資本比率の算出において、CVAリスク相当額を算出し、その状況を確認しております。なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上における事務処理上のミスやシステム障害、役職員による不正行為などによって損失が生ずるリスクです。当組合は「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、組織、管理体制を整備するとともに、リスクの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止および発生時における影響の極小化に努めております。特に事務リスク管理については、「事務リスク管理要領」に則り、事務規程の整備および遵守、研修・事務指導等の実施の他、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策に取り組んでおり、定期的な内部監査および自店検査の実施により、本部・営業店が一体となり厳正な事務リスク管理に努めております。システムリスク管理については、「システムリスク管理要領」「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」により管理・保護すべき情報資産、リスクを明確にし、管理体制を定め、安定した業務遂行に努めるとともに、サイバーセキュリティ対策への取り組み等、多様化、複雑化するリスクに対して管理態勢の強化を図っております。また、その他のリスクへの対応としては、相談、苦情等受付対応の充実、顧客情報管理態勢の強化、各種リスク商品等に対する説明態勢の強化など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

当組合は、オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しております。これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常勤役員会といった経営陣に対する報告を行っております。

●BIの算出方法

BIの値は、金利要素、役務要素及び金融商品要素の合計額より算出しております。

●ILMの算出方法

ILMの値は、「1」を使用しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

除外した特殊損失はありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスクについては、市場相場の変動による時価損益を日次および月次にて測定、管理しており、運用状況に応じて A L M 委員会、常勤役員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、投資については、「有価証券運用取得制限」にて投資枠を定め、年度毎の運用方針に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けており、当組合が定める「市場関連リスク管理要領」「有価証券運用要綱」に基づき厳格な運用・管理を行っております。また非上場株式に関しても、上場株式と同様に厳格な自己査定実施により適切な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる評価、会計処理については「有価証券運用要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

経営内容（自己資本の充実の状況等）

金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。金利に感応する資産・負債・オフバランス取引を対象として金利リスクを計測しておりますが、株式等、金利感応度の算定が困難なものは価格変動リスクとしての管理を行っており、金利リスク計測の対象外としております。当組合は年度毎に運用方針を策定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っております。「市場関連リスク管理要領」にリスク管理方針を定めるとともに、「有価証券運用要綱」「有価証券運用取得制限」に投資枠及び損失限度額、アラームポイント、ロスカットルールを定め、リスクの削減に取り組んでおります。金利リスクについては、債券相場変動のモニタリングや時価損益およびB P V測定等の定期的な評価・計測を行い、A L M委員会、常勤役員会における運用方針、対応策等についての協議検討を通じ、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。なお、銀行勘定の金利リスクにおける経済的価値の変動額（Δ EVE）および期間収益の変動額（Δ NII）については、3・6・9・12月末日を基準とし四半期毎に計測しております。

●金利リスクの算定手法の概要

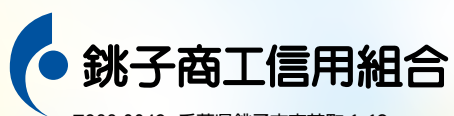
- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期／2.5年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期／5年
- 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提／
流動性預金への満期の割り当て方法については、当局が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提／
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提／
通貨間の相関は考慮せずに通貨毎に算出した金利リスクの正値を合算しております。
- スプレッドに関する前提／スプレッド等は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提／内部モデルは使用しておりません。
Δ EVE および Δ NII 計測におけるリスクフリーレート／預金・貸出金：JPY OIS レート
／円貸債：JGB パーイールド
計測におけるリスクフリーレートに対する追従率／Δ EVE：100％／Δ NII：考慮せず
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明／
Δ EVE および Δ NII は前事業年度末の開示から大きな変動はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明／
当組合は Δ EVE および Δ NII の計測にあたっては、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられと考えられる資産・負債等を計測対象とし、定性的な影響等を考慮しております。計測結果を踏まえ、自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、継続的な金利リスクのコントロール、リスク管理の強化に取り組む方針であります。
- 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項／
統合的リスク管理として、V a R 法により計測（観測期間：1年、保有期間1年または6ヶ月、信頼区間：99％）したリスク量を毎期設定される配賦資本の範囲内に収まっているかモニタリングしております。その他、10 B P V、100 B P V、200 B P Vによる分析（全ての期間の金利が一定幅＜1ベース＝0.01％＞変動した場合の資産・負債の価値変動額）を行っております。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、[協同組合による金融事業に関する法律施行規則]等に基づく法定開示項目です。

■ごあいさつ	1
【概況・組織】	
事業方針	2. 3
総代会について	8. 9
*事業の組織	11
*役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	11
*会計監査人の氏名又は名称	11
報酬体系について	10
*店舗一覧(事務所の名称・所在地)	12
自動機器設置状況	12
地区一覧	12
組合員数	31
子会社の状況	37
【主要事業内容】	
*主要な事業の内容	15
*信用組合の代理業者	取扱いなし
【業務に関する事項】	
*事業の概況	4. 5
*経常収益	4
*経常利益(損失)	4
*当期純利益(損失)	4
*出資総額、出資総口数	4
*純資産額	4
*総資産額	4
*預金積金残高	4
*貸出金残高	4
*有価証券残高	4
*単体自己資本比率	4
*出資配当金	4
*職員数	4
【主要業務に関する指標】	
*業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	31
*資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘	31. 32
*受取利息、支払利息の増減	32
役務取引の状況	31
経費の内訳	31
その他業務収益の内訳	32
*総資産経常利益率	32
*総資産当期純利益率	32
【預金に関する指標】	
*預金種目別平均残高	33
*定期預金種類別残高	33
預金者別預金残高	33
財形貯蓄残高	33
職員1人当り預金残高	32
1店舗当り預金残高	32
【貸出金等に関する指標】	
*貸出金種類別平均残高	33
*貸出金利区分別残高	33
*貸出金使途別残高	33
*担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	34
*貸出金業種別残高・構成比	34
*預貸率の期末値及び期中平均値	32

消費者ローン・住宅ローン残高	33
代理貸付残高の内訳	37
職員1人当り貸出金残高	32
1店舗当り貸出金残高	32
【有価証券に関する指標】	
*商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
*有価証券種類別残存期間別残高	34
*有価証券種類別平均残高	34
*預証率の期末値及び期中平均値	32
【経営管理体制に関する事項】	
*法令等遵守体制	6
*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	6
*リスク管理体制	7
*自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	38
定量的な開示事項	39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52
定性的な開示事項	53. 54. 55. 56
【財産の状況】	
*貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書	26. 27. 28. 29. 30
*協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況	35
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)要管理債権	
(4)うち三月以上延滞債権	
(5)うち貸出条件緩和債権	
(6)(1)～(2)及び(4)～(5)の合計額	
(7)正常債権	
*有価証券、金銭の信託等の評価	36. 37
オフバランス取引の状況	37
先物取引の時価情報	37
*貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	35
*貸出金償却の額	35
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	30
*会計監査人による監査	30
【その他の業務】	
内国為替取扱実績	37
公共債窓販実績	37
手数料一覧	14. 15
【その他】	
沿革・歩み	13
【地域貢献に関する事項】	
地域とともに歩む当組合の経営姿勢	16
預金・融資を通じた地域貢献	16. 17
地域・業種・職域サービスの充実	24. 25
文化的・社会的貢献に関する活動	24. 25
【中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みに関する事項】	
*中小企業の経営支援に関する取組方針	18
*中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	18
*中小企業の経営支援に関する取組状況	19. 20. 21
*地域の活性化に関する取組状況	24
金融仲介機能の発揮状況	22. 23
～金融仲介機能のベンチマーク～	



銚子商工信用組合

〒288-0043 千葉県銚子市東芝町 1-19
Tel. 0479-22-5335 (代表)
<https://www.choshi-shoko.co.jp/>

